

令和 8 年（行サ）第 80 号 人口比例選挙請求上告事件
上 告 人 鶴本 圭子 外 116 名
被上告人 東京都選挙管理委員会 外 10 名

上告理由書（3）

【該当論点の詳論】

令和 8 年 7 月 30 日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久 保 利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 眞 人

同 弁護士 平 井 孝 典

同 弁護士 多 田 幸 生

- ① 上告人らは、衆院選（小選挙区）及び参院選（選挙区）の双方の裁判において、一貫して『憲法は、投票価値の平等を要求する』旨主張しています。
- ② 来春、憲法改正の国会発議が行われる可能性があります。同国会発議の問題は、衆院選（小選挙区）及び参院選（選挙区）の双方の裁判に共通する重大な憲法問題です。
- ③ 上告人らは、本件裁判に於いて、2025 年参院選（選挙区）の上告審での議論を、下記**第 2 部**において、敢えて重ねて記述します。
- ④ 2025 年参院選（選挙区）当選議員は、上告理由書
(2) III 1～3 (同書 2 頁) 記載のとおり、「**正当に選挙された国会における代表者**」に該当しないので、来春に行われる可能性のある憲法改正の**国会発議**での当該当選議員の投票は、憲法前文第 1 項第 1 文冒頭の「**正当に選挙された国会における代表者**」を**解釈基準**として**解釈適用されるべき、憲法 96 条 1 項違反**です。
但し、同国会発議の論点について、**本④の憲法議論**は、上記③の憲法議論より、**より根源的憲法議論**です。
- ⑤ 来春に憲法改正の国会発議の可能性のある現状に

において、裁判官におかれて、

【①裁判官は、憲法 99 条（裁判官の憲法尊重擁護義務）により、憲法を守るゴールキーパー（憲法の守護神）として行動するよう義務付けられていること及び

②同義務違反は、裁判官の憲法99条違反であること】を明瞭に認識して頂くよう、

上告人らは、謹んで、上記①～⑤のとおり記述します。

（以下 余白）

目 次

第 1 部	(本書 1～3 頁)	1
一 本件人口比例選挙請求訴訟の目的は、未だ未完成に留まっている1945年8月民主主義革命(=天皇から国会議員への主権の移動)の完成(=国会議員から国民への主権の移動)である	一(本書 1～3 頁)	1
第 2 部	(本書 4～21 頁)	4
一【令和 7 (2025) 年参院選(選挙区)に関する 16 高裁判決の分析】一		4
1 全 16 高裁判決	(本書 4～6 頁)	4
2-1 【6 高裁判決(A 福岡高裁; B 広島高裁(補助参加); C 仙台高裁; D 札幌高裁; E 広島高裁岡山支部; F 仙台高裁秋田支部)は、①「正当に選挙された議員」又は②選挙の「正当性」(又は「正統性に疑問符が付く」)旨判示する、歴史的判決(=1945年8月民主主義革命(憲法学の通説 宮沢俊義東大教授〈当時〉)の完成に連なる判決)である:	(本書 7～10 頁)	7
2-2 平成 26 年大法院判決(参)及び東京高判令和 4 年 10 月 18 日(国会の活動の正統性)	(本書 10～11 頁)	10
3-1 【6 高裁判決(一人一票等価値選挙判決)】	(本書 12～15 頁)	12
3-2 平成 23 年大法院判決(衆)	(本書 15～18 頁)	15
4 【(正当でない選挙(憲法前文第 1 項第 1 文冒頭)で当選した議員が参加する)国会決議が関係する、全ての国家権力の行使には、正当性がない】:	(本書 19～21 頁)	19
第 3 部		22
一【上告人らの主張】一	(本書 22～94 頁)	22
第 1 令和 7 年 9 月 1 日時点(訴状添付資料 1 参照)で、全都道府県内に存在する過疎地同士の有権者個人(例えば、A 氏)と他の有権者個人(例えば、B 氏)の間で、最大で投票価値の較差 2 倍強が生じている:	(本書 22～28 頁)	22
第 2 憲法前文第 1 項第 2 文(信託)	(本書 29～44 頁)	29
1【憲法前文第 1 項第 2 文(信託)について】:	(本書 29～41 頁)	29

1 【憲法前文第 1 項第 2 文（信託）の仕組み】：（本書 29 頁）.....	29
2 憲法前文第 1 項第 2 文は、少なくとも、憲法 47 条の解釈基準である： （本書 30 頁）.....	30
3 憲法前文第 1 項第 2 文（信託）（本書 31～32 頁）.....	31
4 受託者の忠実義務（①前文第1項第2文末尾の定め；②信託法30条（受託者の忠実義務）； ③信託法8条（受託者の利益享受の禁止）参照）：（本書 32～35 頁）.....	32
5 令和 5 年大法院判決（衆）（甲 8）：（本書 36 頁）.....	36
6 衆議院憲法審査会委員会 昭和 21 年 7 月 11 日（第 10 号）：（本書 37～38 頁）.....	37
7 川人貞史衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）会長（当時）：（本書 39 ～40 頁）.....	39
8 棟居快行大阪大学名誉教授論文「日本国憲法前文の信託と投票価値の平 等」（甲 122）及び橋本基弘中央大学法学部教授論文「統治の基本原則と しての「信託」についての覚え書き－信託と選挙－」（甲 126）.....	40
II 【国民の代表者（＝受託者）は、国民（＝委託者兼受益者）から信託された国 政から生まれる福利を享受できない（① 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の定め；② 信 託法 8 条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法 30 条（受託者の忠実義務）のいずれも同 旨）】：（本書 41～44 頁）.....	
1 【昭和 51 年大法院判決（衆）は、「各選挙区の選挙人数又は人口数（略） と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされ るべきことは当然である」とする。】：（本書 41～42 頁）.....	41
2 平成 25 年大法院判決（衆）（本書 43～44 頁）.....	43
第 3 日本の非人口比例選挙は、他の 5 主要民主主義国採用の国際標準（人口 比例選挙）から見て異質である：（本書 45～53 頁）.....	45
1 日本だけが異質な非人口比例選挙.....	45
2 国難論（本書 46～51 頁）.....	46
(1) 全世界の GDP 中の日本のシェアの激減（18%⇒4%）.....	46
(2) 他の 5 か国（米、英、独、仏、韓）が国際標準たる人口比例選挙／概ね人口 比例選挙であるのに対し、日本は非人口比例選挙であり、異質である（本書 47～49 頁）.....	47
(3) 競争国（米、英、独、仏、韓）と同じ土俵に立つべきである：（本書 49～50 頁）.....	49
(4) 日本の国民一人当たり「平均賃金」（甲 23）（本書 50～51 頁）.....	50
3 人口比例／概ね人口比例の国政選挙の国で、主権者（国民）の投票数の 49%の 得票者が大統領に当選しなかった5か国とドイツと日本（本書 51～53 頁）.....	51

第4 【統治論等】: (本書 54~64 頁).....	54
1 統治論: (本書 54~61 頁).....	54
(1) 統治論(1) (『主権者の過半数決』論) (本書 54~59 頁)	54
(2) 統治論(2) (『議員の1票等価値/国民の1票等価値』論) (本書 59~61 頁)	59
2 憲法は、できる限りの人口比例選挙を要求する: (本書 62~64 頁)	62
第5 判例・学説等: (本書 65~90 頁).....	65
1 芦部説【芦部教授の1対2説は、当時の一票の較差・1対4~5を前提とするものである】 (本書 65~66 頁).....	65
(1) 芦部信喜・京極純一東大教授「対談」 (本書 65~66 頁)	65
2 30 個の刊行物 (但し、電子版を含む) は、1対1説又は基本1対1説である (本書 66~68 頁)	66
3 1964 年米連邦最高裁判決 (レイノルズ判決) (本書 69~72 頁)	69
4 米連邦最高裁首席判事 (Chief Justice) の言葉: (本書 73~74 頁).....	73
5 ① 14 個の人口比例選挙・高裁判決; ②『区割規定の合憲性の主張立証責任は、国にある』旨の5個の高裁判決: (本書 75~78 頁).....	75
(1) 14 個の人口比例選挙・高裁判決	75
(2) 立証責任 (本書 76 頁)	76
ア 5個の『区割規定合憲性の主張・立証責任は、国にある』旨の高裁判決	76
(3) 立証責任についての学説等 (本書 77~78 頁)	77
ア 芦部信喜教授 (1980.6.1 の法律時報 52 巻 6 号 甲 61)	77
イ 長谷部恭男 (甲 32) 及び 橋本基弘中央大学法学部教授 (甲 40)	77
ウ 宇賀克也最高裁判事	77
エ Karcher v. Daggett (462 U.S. 725 1983) (甲 76)	78
6 合理的期間論は、憲法 98 条 1 項に基づき、無効である: (本書 79~82 頁)	79
(1) 平成 27 年 11 月 25 日大法院判決(衆)(甲 6).....	79
(2) 平成 27 年大法院判決(衆)の採用する「合理的期間論」は、「憲法判決中の」「法律などの合憲・違憲の結論それ自体ではなく、その結論に至る上で直接必要とされる憲法規範的理由づけである。」(佐藤幸治京都大学名誉教授『憲法〔第三版〕』27 頁(青林書院、2003 年)参照 甲 31) に該当するので、 判例である。 ...	80
(3) (合理的期間論に疑問符を付される)12 名の憲法学者: (本書 81~82 頁)	81
7 本事案にあてはめれば、事情判決の法理は、天使の法理である (本書 83~90 頁)	83
(1) 【昭和 51 年大法院判決(衆)/事情判決】: (本書 84~86 頁)	84

(2) 【昭和 60 年大法廷判決(衆)／事情判決】: (本書 86～87 頁)	86
(3) 【比較衡量(具体的な検討)】: (本書 88～90 頁)	88

第 6 【現首相の『来春（＝2027 年春）に憲法改正の国会発議を予定する』旨 の自民党大会での発言（甲 132）⇒ 選挙制度審査の「三段階の判断枠組み」が 由来する「司法権と立法権との関係」の前提（＝現状の憲法秩序が維持継続 するという前提）が崩壊した⇒「三段階の判断枠組み」の審査方法は採用し 得ない。】: (本書 91～94 頁)	91
--	----

添付資料 A	i
--------------	---

別紙

第 1 部 （本書 1～3 頁）

一 本件人口比例選挙請求訴訟の目的は、未だ未完成に
 留まっている **1945 年 8 月民主主義革命**
 （＝天皇から国会議員への主権の移動）**の完成**
 （＝国会議員から国民への主権の移動）である —
**【1945 年 8 月民主主義革命説（憲法学の
 通説 宮澤俊義東大教授（当時））は 誤りである。】：**

（本書 1～3 頁）

**1 【1945 年 8 月、ポツダム宣言受諾という民主主義革命に
 より、主権は、天皇から国民に移動して、日本国は、
 国民主権国家になったとする、8 月民主主義革命説】が、
 憲法学の通説である（宮澤俊義東京大学教授〈当時〉「八月革
 命と国民主権主義」（『世界文化』第 1 巻第 4 号、1946 年 5 月 甲 17。宮澤俊
 義著 長谷部恭男編「八月革命と国民主権主義他五編」（岩波文庫 2025 年 6
 月）。芦部信喜東大教授〈当時〉、長谷部恭男東大教授〈当時〉のいずれも、同
 旨。）。**

2 しかしながら、この 8 月民主主義革命説は、 誤りである。

日本国は、戦後、戦前の天皇主権下の普通選挙法（甲 123）の「都道府県の枠
組みの中で議員定数を配分する方式」と同一の選挙区割方式（即ち、1 票較差
の有る非人口比例選挙）を採用したため、主権は、天皇から国民に到達するこ
となく、横に滑って、国会議員に移動した。

そして、非人口比例選挙が継続したため、主権は、未だして、
国会議員に留まったままである。

即ち、8 月民主主義革命は、今日に至るも、
未だ未完成である。

3 人口比例選挙請求訴訟の目的は、8 月民主主義革命

の完成である。

即ち、本人口比例選挙請求訴訟の目的は、（昭和 20 年
に 天皇から国会議員に移動した主権を、憲法 1 条、56 条

第 1 部

— 本件人口比例選挙請求訴訟の目的は、未だ未完成に留まっている
1945 年 8 月民主主義革命（＝天皇から国会議員への主権の
移動）の完成（＝国会議員から国民への主権の移動）である —

2 項、43 条 1 項、前文第 1 項第 1 文冒頭、前文第 1 項第 2 文（信託）、13 条、44 条に従って、憲法 81 条（裁判所の違憲立法審査権）、98 条 1 項、76 条 3 項、99 条（裁判官の憲法尊重擁護義務）に基づき、最高裁判決により、国会議員から国民に移動させることである。

（以下 余白）

第 2 部 （本書 4～21 頁）

－【令和 7（2025）年参院選（選挙区）に関する 16 高裁判決の分析】－

1 （本書 4～6 頁）

(1) 令和 7（2025）年参院選（選挙区）に関する、**全 16 高裁・高裁支部判決**は、下記①～⑬のとおりである。

記

① 2025/10/24 大阪高裁 **1 票較差是正義務付・合憲状態判決**（甲 14）

（但し、「立法的措置が講じられることが引き続き求められる状況にあり、**これと異なる経緯を辿る場合には**、選挙区間の較差から見て取れる投票価値の不均衡に対する評価も**自ずと異なるものとなる可能性があることが留意されるべきである。**」

（判決文 29 頁）（強調 引用者）と判示した。）

② 2025/10/29 名古屋高裁金沢支部 **違憲状態判決**

③ 2025/10/30 東京高裁 **1 票較差是正義務付・合憲状態判決（1 人 1 票判決）**（甲 12）

（但し、2028 年 7 月参院選を「**デッドライン**」とし、「**結論を更に先延ばしにするようなことがあれば、違憲の判断も免れない**」（判決文 45 頁）（強調 引用者）と判示した。）

- ④ 2025/10/30 名古屋高裁 **1 票較差是正義務付・合憲状態判決**
- ⑤ 2025/10/30 高松高裁 **1 票較差是正義務付・合憲状態判決**
- ⑥ 2025/10/31 福岡高裁 **違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）、
（1 人 1 票判決）**（甲 11）
- ⑦ 2025//10/31 広島高裁（補助参加）**違憲状態判決（正統性に疑問符が
付く）（1 人 1 票判決）**（甲 118）
- ⑧ 2025/11/4 広島高裁松江支部 **違憲状態判決**
- ⑨ 2025/11/6 仙台高裁秋田支部 **違憲状態判決（正統性に疑問符が付
く）**（甲 119）
- ⑩ 2025/11/7 仙台高裁 **違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）、（1
人 1 票判決）**（甲 10）
- ⑪ 2025/11/10 札幌高裁 **違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）、
（1 人 1 票判決）**（甲 13）
- ⑫ 2025/11/12 福岡高裁那覇支部 **違憲状態判決**
- ⑬ 2025/11/12 東京高裁（補助参加） **1 票較差是正義務付・合憲状態
判決**（甲 15）

（但し、「こうした状況の下で、議論の進展がなく**何らの成案も
ない**まま参議院議員の選挙が行われた場合には、**憲法違反の
判断**がされることは**免れない**」と判示した（判決文 30 頁）。）

- ⑭ 2025/11/13 広島高裁岡山支部 違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）（1人1票判決）（甲 120）
- ⑮ 2025/11/21 福岡高裁宮崎支部 違憲状態判決
- ⑯ 2025/11/25 広島高裁 違憲状態判決

(2) 上記(1) ①～⑯の 16 高裁判決 は、**全て**、

『当該選挙（2025 年参院選（選挙区））が、

一票較差是正が未達成であり、かつ
一票較差是正が求められる』

旨判示している。

(以下 余白)

2-1 【下記 6 高裁判決（A 福岡高裁；

B 広島高裁（補助参加）；C 仙台高裁；D 札幌高裁；E 広島高裁岡

山支部；F 仙台高裁秋田支部）は、

① 「**正当に選挙された議員**」又は

② 選挙の「**正当性**」（又は「**正統性に疑**

問符が付く」）旨判示する、

歴史的判決（=1945年8月**民主主義**

革命（憲法学の通説 宮沢俊義東大教授〈当時〉）の

完成に連なる判決）である（上記第

1部1～3（本書1～3頁参照）】：（本書7～10頁）

A 上記1(1)⑥**福岡高裁判決**（判決文11頁）（甲11）は、

「本件選挙当時のように、ある1選挙区の選挙人の投票価値が他の1選挙区の選挙人のそれと比較すると僅か3分の1程度しかないということは、平等原則という観点からすると、それだけで、議院の構成員が

正当に選挙された者であるとい

えるのかに**疑問符**が付くし、」（強調 引用者）

と判示する。

B 上記1(1)⑦**広島高裁判決（補助参加）**（同31頁）（甲118）は、

「**投票価値の平等が憲法の要求するところであり**、国民の

意思を適正に反映する選挙が**国会の活動の正統性**

を基礎づける民主政治の基盤であることに、（略）

を併せ考えると、本件選挙当時の投票価値の不均衡は最大較差の程度及び
大きな較差が生じている規模（選挙区数及び有権者数）の大きさからして、

**憲法の求める投票価値の平等から相当乖離
し歪んだもの**といわざるを得ず、」

（強調 引用者）

と判示する。

C 上記1(1)⑩**仙台高裁判決**（同25頁）（甲10）は、

「都道府県を選挙の単位として固定した結果、投票価値の大きな不平等状
態が長期に亘って継続する状況の下では、

**これを正当化する理由として
十分なものでなく、**」（強調 引用者）

と判示する。

D 上記 1(1) ⑪札幌高裁判決（同 22～23 頁）（甲 13）は、

「国民が選挙によって議員を選ぶ権利は、国民それぞれに差異を設ける理由はなく、そうすべきでもないから、

国民一人一人が平等に有すべきであり、^{その}投票価値は平等でなければならない。

本件選挙当時のようにある選挙区の選挙人の投票価値がほかの選挙区の選挙人の投票価値の 3 分の 1 程度しかないのであれば、投票価値が不均衡であるとともに、

選出された議員を正当に選挙された全国民を代表する議員と評価することにも疑問が生じるのだから、憲法に違反する可能性があるというべきである。」（強調 引用者）

と判示する。

E 上記 1(1) ⑭広島高裁岡山支部判決（同 21～22 頁）（甲 120）は、

「**投票価値の平等が憲法上の要求である**ことを踏まえると、依然として選挙区間における投票価値に 3 倍程度の較差があるこ

と（は、）（略）参議院ひいては民主主義の**正統性にも疑問**を抱かせるものであり、」（強調 引用者）

と判示する。

F 上記1(1)⑨仙台高裁秋田支部判決（同20頁）（甲119）は、

「上記のように選挙区間の最大較差が3倍程度という状況は、それだけで、
 国権の最高機関たる国会の構成員が、全国民を代表する
**正当に選挙された議員（憲法前
 文、43条）というのかについて
 疑問を生じさせるものである。**」（強調 引用者）

と判示する。

2-2

（本書10～11頁）

- (1) 平成26（2014）年最高裁大法院判決（参）（甲5）に於いて、『当
 該選挙は**違憲状態**である』旨の多数意見を構成した5判事（1 金築誠
 志判事；2 櫻井龍子判事；3 岡部喜代子判事；4 山浦善樹判事；5 山
 崎敏充判事）は、同判決文の中で、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての**国会の活動の正統性**を支える基本的な条件に関わる**極めて重要な問題**であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、**国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題**というべきものである。」（強調 引用者）

と補足意見を記述される（平成 26 年大法廷判決（参）民集 68 卷 9 号 1381～1383 頁 甲 5）。

- (2) 更に、同判決では、反対意見の **4 判事**も同旨の意見であると解される（大橋正春〈違憲違法の反対意見〉、鬼丸かおる〈違憲違法の反対意見〉、木内道祥〈違憲違法の反対意見〉、山本庸幸〈違憲無効の反対意見〉同 1389～1422 頁）。
- (3) これらに加えて、**令和 4 年 10 月 18 日東京高判（参）**（渡部勇次、和久田宏、澤田文久）（**違憲状態判決**）（甲 121）も、

「しかしながら、参議院は、憲法上、衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を反映する責務を負うものであるところ、投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての**国会の活動の正当性**を支える基本的な条件に関わる**極めて重要な問題**であって、国の内外で解決困難な課題が増大し、参議院の役割がこれまでも増して大きくなっている中、民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、**国民全体のために優先して取り組むべき課題**であるといえる。」（強調 引用者）（判決文 31 頁）

と判示する。

3-1

（本書12～15頁）

【下記 6 高裁判決（（1）東京高裁（補助参

加）；（2）福岡高裁；（3）広島高裁（補助参加）；（4）仙台高裁；（5）

札幌高裁；（6）広島高裁岡山支部）（下記（1）～（6）参照）は、

『憲法は、一人一票等価値
選挙を要求する』旨判示する、

歴史的判決（=1945年8月民

主主義革命（憲法学の通説 宮澤俊義東大教授〈当時〉）

の完成に連なる判決である。】：（1） 上記1（1）③東京高裁判決（判決文33頁）（甲12）は、

「投票価値の平等の要請が、本質的には**1人1票を前提とする多数決原理**により国の

重要政策を決定するという代表民主制の理念によるものである」
（強調 引用者）

と判示する。

(2) 上記1(1)⑥福岡高裁判決（同11頁）（甲11）は、

「選挙権は、(略)**全選挙人にとって同一の権能を行使するものである**」
（強調 引用者）

と判示する。

(3) 上記1(1)⑦広島高裁判決（同31頁）（甲118）は、

「**投票価値の平等が憲法の要求するところであり**、国民の意思を適正に反映する選挙が
国会の活動の正統性を基礎づける民主政治の基盤であることに、(略)を併せ考えると、本件選挙当時の投票価値の不均衡は最大較差の程度及び大きな較差が生じている規模（選挙区数及び有権者数）の大きさからして、

憲法の求める投票価値の平等から相当乖離 し歪んだものといわざるを得ず、」

（強調 引用者）

と判示する。

- (4) 上記1(1)⑩仙台高裁判決（同25頁）（甲10）は、
「国政に国民の意思を公正かつ効果的に反映させるための選挙を実現するた
めには、

投票価値をできる限り平等に
近づけるようにしなければなら
ない。」（強調 引用者）

と判示する。

- (5) 上記1(1)⑪札幌高裁（同22頁）（甲13）は、

「国民が選挙によって議員を選ぶ権利は、国民それぞれに差異を設

ける理由はなく、そうすべきでもないから。国民一人
一人が平等に有すべき

であり、その投票価値は
平等でなければならない。」（強調 引用者）

と判示する。

（6）上記 1（1）⑭広島高裁岡山支部判決（同 21～22 頁）（甲 120）は、

「投票価値の平等が憲法上の要
求である

ことを踏まえると、依然として選挙区間における
投票価値に 3 倍程度の較差があること（は、）（略）参議院ひいては

民主主義の正統性にも疑問を抱かせるも
のであり、」（強調 引用者）

と判示する。

3-2 （本書 15～18 頁）

（1）平成 23 年大法院判決（衆）（民集 65 卷 2 号 779 頁）（甲 3）は、

「他方、同条 2 項においては、前記のとおり 1 人別枠方式が採用されており、この方式については、前記 2(3)のとおり、相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させる

ことが出来るようにすることを目的とする旨の説明がされている。しかし、この選挙制度によって選出される議員は、いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に関与することが要請されているのであり、相対的に人口の少ない地域に対する配慮は、そのような活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事情であって、

地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない。」（強調 引用者）

と記述する（民集65巻2号779頁）。

即ち、同記述の中の

「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない。」（強調 引用者）

の判示が、同記述の

核心

である。

- (2) 同判示は、平成25年大法院判決（衆）（甲4）、平成27年大法院判決（衆）（甲6）、平成30年大法院判決（衆）（甲7）及び令和5年大法院判決（衆）

（甲8）のいずれによっても、判例変更されていないので、現時点でも、なお有効な判例である。

(3) ① **他方で**、同大法廷判決（同782頁）（甲3）は、

「（5） 国民の意思を適正に反映する選挙制度は、民主政治の基盤である。変化の著しい社会の中で、投票価値の平等という憲法上の要請に応えつつ、これを実現していくことは容易なことではなく、そのために立法府には幅広い裁量が認められている。しかし、1人別枠方式は、衆議院議員の選挙制度に関して戦後初めての抜本的改正を行うという経緯の下に、一定の限られた時間の中でその合理性が認められるものであり、その経緯を離れてこれを見るときは、投票価値の平等という憲法の要求するところとは相容れないものといわざるを得ない。衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、**区画審設置法3条**

1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。」

（強調 引用者）

と判示する。

- ② ここで、区画審設置法 3 条 1 項の「2」倍基準は、上記(1)の「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいいい難い。」
（強調 引用者）（民集 65 卷 2 号 779 頁）

と正面から矛盾する。

- ③ 上記(3)①下線部分の同判示は、何らの理由をも示すことなく、
 唐突に、（上記(3)②の「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいいい難い。」（強調 引用者）（民集 65 卷 2 号 779 頁）と矛盾する）「2」倍基準（但し、区画審設置法 3 条 1 項）を導いているので、
 上記(3)①下線部分の同判示の「2」倍基準は、
 判例としての拘束力を有しないと解される。

（以下 余白）

4 【（正当でない選挙（憲法前文

第1項第1文冒頭）で当選した議員が参加する）国会決議が関係する、

全ての国家権力の行使には、正当性がない】 （本書19～21頁）

(1) 【6高裁・高裁支部（但し、A福岡高裁（上記1(1)⑥）、B広島高裁〈補参加〉（上記1(1)⑦）、C仙台高裁（上記1(1)⑩）、D札幌高裁（上記1(1)⑪）、E広島高裁岡山支部（上記1(1)⑭）、F仙台高裁秋田支部（上記1(1)⑨））が、
 『2025年参院選（選挙区）で当選した議員全員の国会活動の正当性がない』旨判断したこと】に照らし、当該選挙（憲法前文第1項第1文冒頭 参照）で当選した議員が参加する）国会決議が関係する、

全ての国家権力の行使（即ち、**全ての行政権の行使、全ての立法権の行使、及び全ての司法権の行使**）は、
正当性がないと解される。

なぜならば、

① （国会活動の正当性がない）国会議員が、

全ての立法に参加し；

② （国会活動の正当性がない）国会議員が、首

相指名決議に参加し、

③ （国会活動の正当性がない）国会議員の参加

した国会議決により指名された、（正当性がない）

首相及び（正当性がない）首相によって組閣さ

れた（正当性がない）内閣によって、（正当

性がない）各行政庁を通じて、（正当性がな

い）各行政行為（税金の徴収、被疑者の逮捕等を含

む）が、行われ；

④ （正当性がない）首相・内閣によって、指名・

任命された、（正当性のない）裁判官によって、

（正当性がない）裁判が行われるからである。

(2) 憲法改正のためには、

(i) まず、そのための前段階の手続きとして、憲法に従

って投票価値の不均衡が是正されるよう、現在の公職

選挙法の選挙区割り規定が改正され、

(ii) **【当選した議員が、「正当に選挙された
国会における代表者」（憲法前文第 1 項第 1 文冒頭）に該
当すること】が、**

**憲法前文第 1 項第 1 文冒頭（「日本国民は正当に選挙され
た国会における代表者を通じて行動し、」）を解釈基準と
して解釈適用されるべき憲法 96 条 1 項によって要求され
る（上告理由書 (2) III（同書 2 頁）参照）。**

(3) **但し、昭和 51 年大法院判決（衆）は、『当該選挙の違憲無効
判決は、選挙を遡って無効にすることなく、**将来に向かって無効とす
る**』旨判示する（民集 30 卷 3 号 251 頁）。**

従って、**最高裁の選挙無効判決が言渡されても、同判決前
に成立済の全ての立法は有効であるので、社会的混乱は一切生じない。**

（以下 余白）

第3部

―【上告人らの主張】― (本書22～94頁)

第1 令和7年9月1日時点（訴状添付資料1参照）で、全都道府県内に存在する過疎地同士の有権者個人（例えば、A氏。以下同じ）と他の有権者個人（例えば、B氏。以下同じ）の間で、最大で投票価値の較差2（概数。以下同じ）倍強が生じている：（本書22～28頁）

1

(1) 令和5年大法院判決（衆）（甲8）¹は、

「**選挙制度の合憲性**は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた**裁量権の行使として合理性を有する**といえるか否かによって判断されることにな(る)」

（強調 引用者）と判示する（民集77巻1号20頁参照）。

(2) ある過疎地に居住する有権者個人（A氏）は、過疎地同士に居住する有権者という点で、他の過疎地に居住する有権者個人（B氏）と同一条件であるので、他の過疎地に居住する有権者（B氏）と比べて、

1票の投票価値を 0.5 票に制限される合理的理由は、

¹ 令和5年大法院判決（衆）については、東京中日新聞（甲20の1、2）、朝日新聞社（甲21）、北海道新聞社（甲22）は、それぞれ、「2倍」格差の当該選挙につき、抜本改革を求める社説を掲載した。

皆無

である。

2-1

過疎地域は、**全都道府県**に存在する（甲18、甲19²）（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）2条、41条 参照）。

2-2

(1) 本件選挙では、鳥取1区（過疎地域を含む）の**全**有権者各個人の投票価値を1票とすると、例えば、福岡5区³（過疎地たる東峰村（人口1899人）⁴を含む）の**全**有権者の各個人の投票価値は、0.5票である（但し、有権者数較差・1対2倍）（訴状別表1、別表2 参照）。

(2) 即ち、鳥取1区内の過疎地の有権者個人一人（A氏）と福岡5区内の過疎地の有権者個人一人（B氏）との間で、投票価値の較差が、1票対0.5票である。

² 一般社団法人全国過疎地域連盟作成「過疎市町村等の数【令和4年4月1日現在】」参照（<https://www.kaso-net.or.jp/publics/index/19/#block523>）。

一般社団法人全国過疎地域連盟（昭和45年5月設立）の会員は、過疎地域市町村・特定市町村及び過疎関係都道府県等である。

³ 福岡県ウェブサイト：衆議院小選挙区選出議員の選挙区更新日：2024年1月19日更新
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-senkyoku.html>

⁴ 一般社団法人全国過疎地域連盟過疎地域の面積及び人口（過疎市町村：令和4年4月1日現在、人口：令和2年国勢調査・面積：国土地理院公表データ）（甲19）

(3) 鳥取 1 区内の過疎地の有権者個人一人(A 氏)と福岡 5 区内の過疎地の有権者個人一人(B 氏)との間で、投票価値較差・1 対 0.5 を伴う選挙区割規定の立法を行うに当たって、「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有していた」とは解されない(上記 1(1) (本書 22 頁) の令和 5 年大法廷判決(衆) 参照)。

よって、令和 5 年大法廷判決(衆) の判示に照らして、本件選挙は、**違憲**である。

3 福岡 5 区内の過疎地の有権者個人一人(B 氏)についての、当該憲法違反の**瑕疵**は、全 289 小選挙区が相互に有機的に結合しているため、本件選挙全体に及び、本件選挙全体が、憲法違反の瑕疵を帯びる(昭和 51 年大法廷判決(衆) 民集 30 卷 3 号 249 頁(甲 1)、昭和 60 年大法廷判決(衆) 民集 39 卷 5 号 1122 頁(甲 2) 参照)。

4 **過疎地同士**の有権者個人(A 氏)と有権者個人(B 氏)との間の 1 票対 0.5 票の投票価値・較差は、合理性がない：

(1) 2000 年以降 2025 年迄、上告人らは、人口比例選挙請求裁判では、最小有権者数選挙区(例えば、本件選挙で言えば、鳥取 1 区 22 万人)の●**全**有権者の投票価値・1 票と最大有権者数選挙区(北海道 3 区 46 万人)の●**全**有権者の投票価値・0.5 票の較差が違憲である』旨主張して、法廷で、争ってきた。

(換言すれば、**集団** (最小人口選挙区の●**全**有権者数)

の1票の投票価値と**他の集団**(最大人口選挙
区[●]の全有権者数)の1票の投票価値との間の、較差の議
論であつた。)

(2) しかしながら、上告人らの争点の立て方は、

壮大な誤りであつた。

(3) 裁判は、基本として、違法に権利を侵害された又は違法に
権利制限されたと主張する個人1人が、原告として提訴すれば、
裁判所が、原告・被告の主張・立証の可否を判断して、原告・被告を
司法救済する手続きである。

これが、**裁判の原点**

である。

本件人口比例選挙請求訴訟でも、

この**裁判の原点**は、

貫徹されるべきである。

(4) 上記 **3** (本書 24 頁) に示すとおり、最高裁判例は、全 289 選挙区の中の 1 選挙区に憲法違反の**瑕疵**があれば、全 289 選挙区は相互に有機的に繋がっているため、当該 1 選挙区の瑕疵のために、全 289 選挙が瑕疵を帯びると判断する**(昭和 51 年大法院判決(衆)；昭和 60 年大法院判決(衆)参照)**。

(5) 本件裁判でいえば、福岡 5 区は、総有権者数(46 万人)の小選挙区である。同福岡 5 区の中に、過疎地・東峰村(人口 1800 人)が存在する。

福岡 5 区の全有権者の投票価値は、全員、**各自 0.5 票**である。鳥取 1 区(過疎地の全有権者の投票価値は、全員、**各自 1 票**である。

福岡 5 区の中の過疎地も、鳥取 1 区内の過疎地も、同じ過疎地同士であるため、同福岡 5 区の中の過疎地の有権者個人(B 氏)が、**主権者としての主権の行使である投票につき、投票価値・較差 1 票対 0.5 票のペナルティー(主権を行使する権限が半分(0.5 票)に制限されるというペナルティー)**を負担する**合理性がない(最大判平成 17 年 9 月 14 日(在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件)(甲 113)、上告理由書(1)第 1 部 15(4)イ 9～11 頁 参照)**。

(6) 令和 5 年大法院判決（衆）は、

「選挙制度の合憲性は、」「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることにな（る）」

（協調 引用者）

と判示する（民集 77 卷 1 号 20 頁 上記 **1** (1)（本書 22 頁）参照）。

(7) 国会は、裁量権を行使して、本件選挙区割規定を立法した。

一方で、鳥取 1 区内の過疎地の有権者の投票価値を 1 票としておきながら、
他方で、福岡 5 区内の過疎地・東峰村の有権者の投票価値を 0.5 票として立法している
ので、本件選挙区割規定の立法は、「**国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有している**」とはいえない。

よって、上記 (6) の **令和 5 年大法院判決（衆）** の判示にしたがって、
本件選挙区割りは、**違憲**である。

(8) （福岡 5 区の過疎地の有権者（**B 氏**）の 1 票の投票価値（即ち、**B 氏**の国政選挙でその主権を行使するために投票する投票価値）が、鳥取 1 区の過疎地の有権者（**A 氏**）の 1 票に対し 0.5 票に制限されることを生じる）
本件選挙区割規定の立法は、国会の「**裁量権の行使として合理性を有しているとはいえない**」
という議論は、（衆院選はアダムズ方式であるから合憲とする）**令和 5 年大**

法廷判決（衆）を**否定する、**

コロンブスの卵

の議論であり、

コペルニクスの

**発想の転換に連なるもので
ある。**

（以下 余白）

第2 (本書29～44頁)

憲法前文第1項第2文（信託）：

I 【憲法前文第1項第2文（信託）について】：

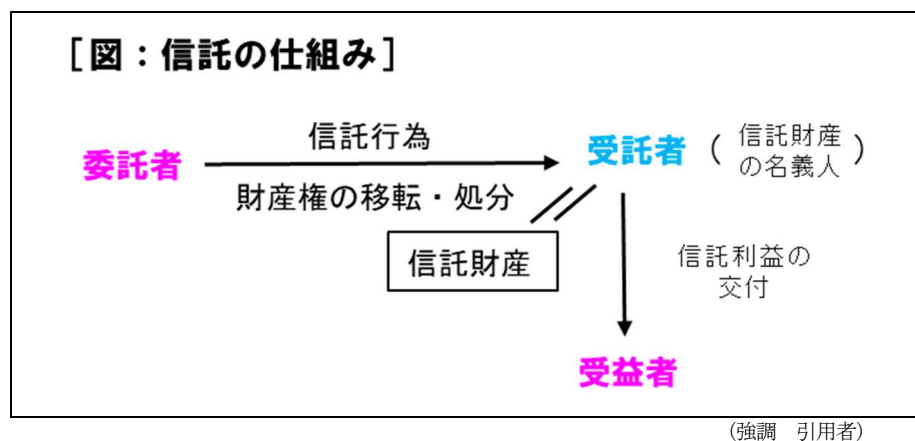
(本書29～41頁)

1 【憲法前文第1項第2文（信託）の仕組み】：(本書29頁)

- (1) 憲法前文第1項第2文は、「国民」（＝委託者兼受益者）と「国民の代表者」（＝受託者）との間の二者間の「国政」の信託に関する「考へ方」
(昭和21年7月11日衆議院憲法審査会委員会議事録 金森徳次郎国務大臣
答弁 下記6 (本書37～38頁) 甲26参照) を記述する。

ここで、「国民」は【「国政」を信託する委託者兼受益者】であり、「国民の代表者」は、【（信託される）「国政」の受託者】である（下記(2)【図：信託の仕組み】参照）。

- (2) 編集代表 高橋和之 伊藤眞 小早川光郎 能見善久 山口厚「法律学小辞典[第6版]」（有斐閣2025）761頁は、[信託の仕組み]として、下記図を記述する（甲25）。



2 憲法前文第1項第2文は、少なくとも、憲法47条の**解釈基準**

である：（本書30頁）

日本国政府は、134回国会・平成7.10.11 衆・予算委員会で、**政府委員（大出峻郎内閣法制局長官）**が、下記の通り国会答弁し、【**憲法前文が憲法本文の各条項の**解釈基準**であること**】を認めている（甲27）。

¹ 日本国憲法前文に関する基礎的資料9頁 平成15年7月 衆議院憲法調査会事務局

「【前文の裁判規範性に関する国会での論議】

（134回・H7.10.11 衆・予算委員会）

○**西岡武夫委員（新進）** 法制局長官にあえてお尋ねをいたしますが、今総理が前文ということで判断をしたんだとおっしゃいましたが、憲法に違反するという違憲訴訟が前文をめぐって行われた例がございますか。

○**政府委員（大出峻郎内閣法制局長官）** 憲法の前文の規定というのは、それ自体として裁判規範として考えられているものではない、こういうのが一般的な考え方であろうかと思えます。

ただ、この前文といいますのは、先ほど総理もおっしゃられましたように、憲法全体の基本的な考え方というものを示しているものである、そういう意味合いにおきまして、**憲法の個々の条文を解釈する場合の一つの解釈基準**とでも申しましょうか、そういう役割を果たしているということであろうかと思えます。

（強調 引用者）

従って、上告人・被上告人間で、

【**憲法前文が、憲法本文の各条項の**解釈基準**であること**】について、**争いはない。**

3 憲法前文第1項第2文（信託）（本書31～32頁）

（1） 一方で、令和5年大法院判決（衆）（甲8）は、

「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に**広範な裁量**が認められている。」（強調 引用者）（民集77巻1号19頁）

と判示する。

（ところで、憲法47条は、

「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、**法律でこれを定める。**」（強調 引用者）

と定める。）

（2） 他方で、憲法前文第1項第2文は、

「**そもそも**国政は**国民**の**厳粛な信託**によるものであつて、**その権威**は**国民**に由来し、**その権力**は**国民の代表者**がこれを行行使し、**その**（但し、**国政の**引用者注）**福利は国民がこれを享受する。**」（強調 引用者）

と定める。

（3） （投票価値の較差の解消を求める、）人口比例選挙請求訴訟の

決定的争点

『国会が、憲法47条（「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」（強調 引用者））に基づいて選挙区割規定の立法を行うに当たって、**広範な裁量権を有するか否か**』

という、憲法前文第1項第2文の「**国民の代表者**」の、**国民**から**信託**された**国政**の**受託者**としての、**国民**（＝**委託者**兼**受益者**）に対する**義務**の趣旨を踏まえた上での、

憲法47条の**文理解釈**である。

- 4 **受託者の忠実義務**（①前文第1項第2文末尾の定め；②信託法30条（受託者の忠実義務）；③信託法8条（受託者の利益享受の禁止）参照）：（本書32～35頁）

(1) 前文第1項第2文
（「そもそも**国政**は、**国民の厳粛な信託**によるものであつて、**その権威**は国民に由来し、**その権力**は**国民の**代表者がこれを行使し、**その福利**は

国民がこれを享受する。」（強調 引用者）

の定めは、

受託者の忠実義務

（①前文第1項第2文末尾の定め、②信託法30条（受託者の忠実義務）（「受託者は受益者のため**忠実に**信託事務の処理その他の行為をしなければならない。」（強調 引用者） 下記(2)～(6)（本書33～35頁）参照）及び③信託法8条（受託者の利益享受禁止）参照）

の趣旨も含むと解される（下記II2（本書43～44頁）参照）。

換言すれば、**信託事務の処理その他の行為から生ずる利益に関する、（国民から信託された国政の）受託者（国民の代表者）の受益者（国民）に対する忠実義務**が、1票の較差を伴う選挙区割規定の立法について、**国会が広範な立法裁量権を有するか否かの憲法47条**についての**解釈基準**になる、と解される。

(2) 法務省民事局参事官寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』118頁（商事法務2008）（甲102）は、下記のとおり記述する。

「第30条は、受託者の**忠実義務**、すなわち、**受託者は自己の利益のためではなく受益者の利益のために**信託事務の処理その他の行為をすべき義務を負うことに関する**一般規定**である」（強調 引用者）

(3) 編著者 村松秀樹法務省民事局総務課長 著者 富澤賢一郎、鈴木秀昭、三木原聡『概説 信託法』103頁（金融財政事情研究会2023年）（甲103）

は、下記の通り記述する。

「〔20〕 忠実義務

1 総論

受託者は、受益者のために信託財産に属する財産の管理・処分をはじめとする信託事務を処理する者であるから、信託事務処理のその他の行為をするに当たって、**受益者の利益を犠牲にして、自己又はその利害関係人の利益を図ることが禁止される。**

（略）

2 忠実義務に関する一般規定

受託者は、受益者のため**忠実に**信託事務の処理その他の行為をしなければならない（30条）。

忠実義務は、**受託者が負う各種の義務の中でも極めて重要な義務**であるから、**受託者が忠実義務を負うこと**については、法文上、明確にされていることが望ましいと考えられる²。そこで、信託法においては、**受託者の忠実義務に関する一般規定**³を置いている。」（強調 引用者）

（4） 法務省民事局参事官 佐藤哲治〔編著〕『Q&A 信託法』144頁（ぎょうせい 2007年）（甲104）は、下記の通り記述する。

「第2節 受託者義務等（第29条～第39条）

（略）

② 忠実義務

自己の利益ではなく、受益者の利益のために行動すべき義務（法第30条）」（強調 引用者）

(5) 沖野眞己東京大学大学院法学政治学研究科教授 法務事務官（法務省民事

局総務課法務専門職（法務専門官））・法務省民事局付（2002-2004 年）は、
下記のとおり記述する（道垣内弘人編『条解 信託法』196 頁（弘文堂 2017））
（甲 105）。

「第5に、以上にまたがるものであるが、受託者の主観面において、受託者が、受益者の利益ではなく自己や第三者の利益を図る目的で行う行為は——代理であれば代理人の権利濫用行為となる——、30条の忠実義務に反する行為となる。」（強調 引用者）

(6) 監修新井誠筑波大学法科大学院教授『コンメンタール信託法』121、125 頁

（ぎょうせい 平成20年）（木村仁関西学院大学法学部教授執筆）（甲 106）
は、下記の通り記述する。

「（忠実義務）

第30条 受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為を
しなければならない。

（略）

2 忠実義務の一般規定

信託においては、信託財産の所有権が受託者に移転し、受託者がその権
限を濫用して、自らの利益を図る危険性が高いため、新法30条において、
受託者は、自らの利益のためではなく、受益者の利益の
ためにのみ信託事務の処理を行うべきことが一般的に
定められた。これは単なる訓示規定ではなく、効力規定と解される。」

（強調 引用者）

5 令和5年大法院判決（衆）（甲8）：（本書36頁）

(1) 令和5年大法院判決（衆）は、「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について**国会に広範な裁量**が認められている。」（強調 引用者）とした上で、

「**選挙制度の合憲性**は、これら諸事情を総合的に考慮した上でなお、**国会に与えられた裁量権**の行使として**合理性を有するといえるか否か**によって判断される」（強調 引用者）

とし（民集77巻1号20頁）、『当該令和3（2021）年衆院選（但し、選挙日での各選挙区間の議員当たりには有権者数最大較差（1対2.079））は、合憲である』旨**判示**する。

(2) しかしながら、当該判示は、前文第1項第2文末尾（「その福利は国民がこれを享受する。」）に反し、かつ前文第1項第2文に基づき、国民（委託者）によって国政を信託された国民の代表者（即ち、受託者）が、受託者として、国民（即ち、委託者兼受益者）に対して負担する忠実義務に反して、憲法47条を解釈・適用するものであり、（憲法47条の解釈基準たる）前文第1項第2文に基づいて解釈適用さるべき、憲法47条、前文第1項第2文に違反する。

6 衆議院憲法審査会委員会 昭和21年7月11日（第10号）：

（本書37～38頁）

(1) 衆議院憲法審査会 委員会 昭和21年7月11日（第10号）の議事録

は、下記のとおりである（甲26）（橋本基弘中央大学教授「信託行為としての日本国憲法」（法学新報 127 (5-6), 433-459, 2021.03.24）甲28 参照）。

「金森国務大臣 信託」ト云フ言葉ハーツノ沿革ノアルモノデアリマシテ、
実ハ前文ヲ御説明申上ゲマスル為ニハ、其ノ基本ノ考ヘカラ申上ゲ
ナケレバ分ラナイト思フノデアリマス、基本ノ考ヘト申シマスルノハ、
例ヲ取ツテ見マスレバ日本ノ法律制度ノ中ニ信託会社ト云フ風ナモノ
ガアリマシテ、ソコニ信託ト云フ法律関係ガ行ハレテ居リマス、大体是
ハ法律関係ヲ指シテ居ル訳デアリマセヌガ、考ヘ方ハ其ノ考ヘデ
アリマシタ、本来政治ト云フモノハ国民ガ行フベキモ
ノデアリマス、是ハ誰ガ考ハテモサウダラウト思ヒマス、併シナガラ
ソレデハ国民ノ全体ガ政治ヲ行フコトガ出来ルガ、国民ガ一固マリニナツ
テ裁判ヲスルコトガ出来ルカ、国民ガ一固マリニナツテ或ル特定人カラ税
金ヲ取立テルコトガ出来ルカト云ヘバ、是ハ出来マセヌ、ソコデ実行
ノ面ニ於キマシテハ、政治ハ必ず或ル特殊ノ人ガ政治ヲシナケレバ
ナラヌ、或ハ国会ニ於テ法律ヲ議スルトカ、或ハ内閣ニ於テ国ノ行政方針
ヲ決スルトカ云フ風ニヤツテ行カナケレバナラヌコトニナリマス、サウス
ルト、本来働クベキモノハ国民デアリマス、ケレドモ現実
ニ行フモノハ議会ノ議員トカ役人トカ云フモノデアリマス、
此ノ間ノ関係ヲドウ云フ言葉デ説明シタラ宜イカ、普通ノ言葉デ申シマス
ルナラバ使用人トカ、雇主ガ雇人ニ物ヲ命ジテヤラセル、斯ウ云フヤウナ
考ヘモ浮ブカモ知レマセヌ、ガ併シ斯ウ云フ国家ノ政治ノ基本ニ

付キマシテハ、左様ナ関係ハナイノデアリマス、本来ハ国民自ラ
ガヤルベキ政治デアルケレドモ、其ノ政治ト云フモノハ其ノ
 国民ノ為ニ国家ノ色々ナ機関ガ之ヲ担任シテ行クノデアリマス、
 ト云フ意味デ国政ハ大事ナ信託デアル、斯ウ云フ言葉ヲ使
ツテ此ノ前文ガ出来テ居ルト思ヒマス、ダカラ其ノ点
ニ於キマシテ分リニクイコトハ実ハナイト思ツテ居リ
マス、」（強調 引用者）

上記のとおり、金森徳次郎国務大臣は、同委員会で、前文の「国政は国民
 の厳肅な信託によるものであつて」における「信託」の「基本ノ考
へ」（強調 引用者）は、「基ノ考へ（即ち、信託会社が実行している信託
 の考え 引用者注）デアリマシタ」（強調 引用者）と答弁している。

- (2) 上記金森徳次郎国務大臣の答弁に照らして、（憲法本文各条項の解
釈基準たる）前文第1項第2文末尾の「その福利は国民が
これを享受する。」（強調 引用者）の意義は、

- ① 「信託法8条（受託者の利益享受の禁止）」の「受
託者は、受益者として信託の利益を享受する場合
を除き、何人の名義をもってするかを問わず、信託
の利益を享受することができない。」の趣
 旨及び
- ② 信託法30条の「受託者の受益者に対する忠実義
務」の趣旨を含む、と解される。

7 川人貞史衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）会長（当

時）：（本書 39～40 頁）

(1) 衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）会長（当時）川人貞史〈元東京大学教授〉『日本の選挙制度と1票の較差』（東京大学出版会 2024）は、「はしがき なぜ日本の区割り基準は人口較差最大2倍なのか？」（同書i～ii 頁）で、本件区割り改定案作成の過程で、下記のとおり、【川人貞史会長自らが、**政治生命**にかかわる自民党議員から介入されたこと】を**生々しく**記述する（甲57）。

「そのためには、**不平等を是正する公職選挙法改正案が国会で国会議員の多数の支持を得て成立する必要がある**、さらに政府が閣議決定を経て国会に改正案を提出する前に、政権担当の**自由民主党内の了承を取り付けることが必要である**。自民党の了承には、自民党議員たちが好ましいと思わなくても許容できる（せざるを得ない）と考えるものでなければならない。したがって、区割り改定案はこれらのアクター（自民党議員 引用者注）から拒否されないと予想されるものにする必要がある（anticipated reaction）、**国民・有権者の平等な投票参加の権利は軽視される**ことになる。ゲームの理論の用語で言えば、最終的に成立する公職選挙法改正案は逆戻り推論（backward induction）を用いて各アクターに受け入れられるものが最初から提案される。

それでも、アダムズ方式の完全適用による15都県での「10増10減」の議員定数配分を含む全25都道府県で140選挙区の区割り改定の影響の大きさに政治家からは強い不満や悲鳴の声が上がり、ある自民党幹部は「議員のことなのに、学者がいろいろ口を出してふざけんという話だ」と毒づいたとされる。実際のところ、10増

第3部 上告人らの主張

第2 憲法前文第1項第2文（信託）

I 【憲法前文第1項第2文（信託）について】

8 棟居教授論文「日本国憲法前文の信託と投票価値の平等」（甲122）及び橋本教授論文「統治の基本原則としての「信託」についての覚え書き—信託と選挙—」（甲126）

10 減は区割り審設置法の規定によって自動的に決まり、区割り改定案の作成も同法の規定にもとづく「区割り改定案の作成方針」によって進められ、**学者として容喙できる余地はない**。しかし、**政治生命がかかる選挙区**のことだけに、衆議院では2022年11月の区割り改定法（公職選挙法改正）議決に際して選挙制度の抜本的検討を行うとする附帯決議がなされ、2023年2月に、衆議院選挙制度協議会が設置された。同年12月にとりまとめられた報告書では、今後衆議院の正式な機関に移行して本格的な議論を開始するポイントとなり得る視点が提示されたにとどまり、改革の方向性は定まっていない。

こうした**区割り改定の政治過程**において、**日本政治の常識**が**世界標準**の政治学理論や西欧民主政治諸国の比較政治学の知見から**かけ離れている**ことは明らかであり、**違和感**を覚えざるを得なかった。」（括弧文言挿入 強調 引用者）

- (2) かかる国会議員の選挙区割改定案の過程での区割り審会長への介入は、憲法前文第1項第2文末尾の「**その福利**（但し、**国政**の 引用者注）**は国民がこれを享受する。**」に矛盾する（上記4(1)～(6)、5（本書32～36頁）、下記II 1～2（本書41～44頁）参照）。

8 棟居快行大阪大学名誉教授論文「日本国憲法前文の信託と投票価値の平等」（甲122）及び橋本基弘中央大学法学部教授論文「統治の基本原則としての「信託」についての覚え書き—信託と選挙—」（甲126）

棟居快行大阪大学名誉教授論文は、『憲法前文第1項第2文（信託）は、投票価値・1対1を要求する』旨記述する（甲122）。

橋本基弘中央大学法学部教授論文は、『憲法前文第1項第2文（信託）から憲法を解釈すれば1票は等価値でなければならない』旨記述する（甲126）。

【国民の代表者（＝受託者）は、国民（＝委託者兼受益者）から信託された国政から生まれる福利を享受できない（1 憲法前文第1項第2文末尾の定め：2 信託法8条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法30条（受託者の忠実義務）のいずれも同旨）】：（本書41～44

頁）

1 【昭和51年大法院判決（衆）は、「各選挙区の選挙人数又は人口数（略）と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然である」とする。】：（本書41～42頁）

（1）昭和51（1976）年最大判（衆）（甲1）

① 昭和51（1976）年最大判（衆）は、

「各選挙区の選挙人数又は人口数（厳密には選挙人数を基準とすべきものと考えられるけれども、選挙人数と人口数とはおおむね比例するとみてよいから、人口数を基準とすることも許されるというべきである。それ故、以下においては、専ら人口数を基準として論ずることとする。）と

配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然である

としても、それ以外にも實際上考慮され、且つ、考慮されて然るべき要素は
少なくない。」

と判示する（民集30巻3号246頁）。

②昭和58年**最大判（衆）**、③昭和60年**最大判（衆）**（甲2）、④昭和63年
最二判（衆）、⑤平成5年**最大判（衆）**、⑥平成7年最一判（衆）、⑦平成11年
最大判（衆）、⑧平成13年最三判（衆）、⑨平成19年**最大判（衆）**、⑩平成23
年**最大判（衆）**（甲3）、⑪平成25年**最大判（衆）**（甲4）、⑫平成27年**最大**
判（衆）（甲6）、⑬平成30年**最大判（衆）**（甲7）、⑭令和5年**最大判（衆）**
（甲8）の各判示も、**全て昭和51（1976）年最大判（衆）の同判**
示と同旨である。

(2) 当該**11** 最高裁大法廷判決（衆）及び**3** 最高裁小法廷判決（衆）が、
全て『各選挙区の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等（即ち、
1票較差・1対1）が、**「最も重要かつ基本的な基準」とされる」』旨**
判示している。

この**【11** 最高裁大法廷判決（衆）及び**3** 最高裁小法廷判決（衆）が、
全て『各選挙区の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等（即ち、
1票較差・1対1）が、**「最も重要かつ基本的な基準」とされる」』旨**
判示していること**】**は、

重要である。

2 (本書 43～44 頁)

(1) 憲法前文第1項第2文末尾の「**その福利は国民がこれを享受する。**」の定めに照らし、**国政の福利は、「国民（＝委託者兼受益者）」がこれを享受するので、国民の代表者（＝受託者）が、国政の福利を享受する余地はない**（**1** 憲法前文第1項第2文末尾の定め：**2** 信託法8条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法30条（忠実義務）のいずれも同旨）。

(2) 平成25年大法院判決（衆）（甲4）は、

「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について**国会に広範な裁量**が認められている。」（強調 引用者）とした上で、

「**その一連の過程を実現していくことは、多くの議員の身分にも直接関わる事柄**であり、平成6年の公職選挙法の改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた1人別枠方式によりそれらの県に割り当てられた定数を削減した上でその再配分を行うもので、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものといえることができ、立法の経緯等にも鑑み、**国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。**」（強調 引用者）

と**判示**する（民集67巻8号1524頁）。

即ち、平成25年大法院判決（衆）は、国政たる（投票価値の較差の維持・変更を伴う）選挙区割規定の立法は、多くの議員の「身分にも直接関わる事柄」（強調 引用者）（即ち、国政（但し、ここでは選挙区割規定の立法）から生ずる、当選・落選という国会議員の身分の得喪に関する利害に直接関わる事柄）であると判断している。

当該判示に照らし、「多くの議員」が、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定立法（＝国政）から生じる福利について、『議員の身分の得失という利害関係を有している』以上、「多くの議員」が、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法（＝国政）から生じる福利（即ち、投票価値の較差から生じる利益〈＝議員の身分取得の利益〉）を、憲法前文第1項第2文末尾（「その福利は国民がこれを享受する。」）に違反して、国民の利益に優先して、享受していると解される。

(3) よって、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第2文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」に基づいて解釈・適用されるべき）憲法47条に違反する。

（以下 余白）

第 3 日本**の非**人口比例選挙は、他の 5 主要民主主義国採用の国際標準（人口比例選挙）から見て**異質**である：（本書 45～53 頁）

1 日本だけが**異質**な**非**人口比例選挙（本書 45～46 頁）

行政権の長（首相、大統領）を決定する国政選挙について言えば、**6 主要民主主義国家（米、英、独、仏、韓、日）**の中、日本だけが較差 2 倍の**非**人口比例選挙であるところ、**他の 5 か国（米、英、独、仏、韓）は、全て**人口比例選挙又は概ね人口比例選挙である。

較差 2～3 倍の**非**人口比例選挙の日本の選挙制度は、上記の他の 5 か国のそれらと比べて「**きわめて異質**であり、**世界標準**の方法から逸脱している

といわざるを得ない。」（強調 引用者）（衆議院議員選挙区画定審議会会長（当時）川人貞史〈元東京大学教授〉『日本の選挙制度と 1 票の較差』215 頁（東京大学出版会 2024）甲 57 参照）

同書は、「はしがき なぜ日本の区割基準は人口較差最大 2 倍なのか？」で、

「こうした区割り改定の政治過程において、日本政治の常識が世界標準の政治学理論や西欧民主政治諸国の比較政治学の知見から**かけ離れてい**
ることは明らかであり、**違和感**を覚えざるを得なかった。」（強調 引用者）

と記述し（同書 i～ii 頁）、

更に、同 215 頁で、

「そして、区割りの結果も、選挙区人口は最大較差 2 倍程度までの範囲で広

く分布することになった。こうしたあり方は第 2 章でみたアメリカ、イギリス、カナダなどと比較すると、

きわめて異質であり、**世界標準**の方法

から逸脱しているといわざるを得ない。そろそろ、日本の選挙区割り

の方法も**世界標準**へと変える必要があり、その時期にきているのではな

いだろうか。」（強調 引用者）

と記述する（甲 57）。

2 国難論（本書 46～51 頁）

（1）全世界の GDP 中の日本のシェアの激減（18%⇒4%）

全世界の GDP 中の日本のシェアは、1995 年に、**18%**であったところ、
2023 年に、**4%**に激減した（甲 82 の 1～3）。

上記のとおり、1995～2023 までの 29 年間を見ると、全世界の GDP 中の日本のシェアは、既に **18% ⇒ 4%**に激減しており、その減少（即ち、下向きのベクトル）は、将来に向かって更に進行中である。

これは、**国難**である。

(2) 他の 5 か国（米、英、独、仏、韓）が国際標準たる人口比例選挙／概ね人口比例選挙であるのに対し、日本は**非**人口比例選挙であり、**異質**である（本書 47～49 頁）

(ア) 米、英、独、仏、韓、日の 6 か国の中で、米、英、独、仏、韓の 5 か国は、

- ① 人口比例選挙で過半数（但し、大統領制の**仏、韓**の場合）又は概ね人口比例選挙で過半数（但し、大統領制の**米**の場合（2024 年米大統領選：トランプ氏の相対的得票率 **50.8%** 甲 133）の得票で、**行政権の執行者（大統領）**を決定し、又は
- ② 人口比例選挙で過半数の議席を獲得した政党（連立を含む）（但し、議院内閣制の**独**の場合）又は概ね人口比例選挙で過半数の議席を獲得した政党（但し、議院内閣制の**英**の場合）が、国会で、国会議員の過半数の投票で、**行政権の執行者（首相）**を決定している。

【英国議会議員選挙（議員内閣制）】

英国議会の全議席は 650 であり、650 小選挙区からそれぞれ 1 議員が選出される。

各選挙区の登録済有権者数は、全国の選挙区平均有権者数（**73,393 人**）の**±5%以下**という厳格な基準が設けられ、2023 年 11 月に発効した再区割りでは、**全 650 小選挙区から島嶼部の 5 小選挙区を除いた 645 小選挙区**（但し、島嶼部の 5 小選挙区（例外が適用された選挙区）の登録済有権者数は、全有権者の **0.46%**）で、登録済有権者数が **69,724 人～77,062 人の範囲内**（最大有権者数差：7338 人）との要件が満たされた（甲 56）。

最大較差は、 $105 \div 95 = \text{約 } 1.11$ 倍以下となる。2024 年総選挙は、同区割りで行われた。

Country	Electorate	Allocated
England	39,860,421	543 (10増)
Scotland	4,079,612	57 (2減)
Wales	2,322,677	32 (8減)
Northern Ireland	1,295,688	18 (増減なし)
Total :	47,558,398	650

(2020年3月2日現在登録済有権者数に基づく)

(2023年選挙区割り見直し案(勧告)／英スコットランド選挙区画委員会／2023年6月／
https://www.bcomm-scotland.independent.gov.uk/sites/default/files/2023_review_final/bcs_2023_review_report_web_version.pdf 参照)

【ドイツ連邦議会議員選挙（議員内閣制）】

ドイツ連邦議会は、各政党所属の630人の議員から構成される。選挙人が各政党宛に投票する**第2票**の得票によって、**完全人口比例**により全630議席の各政党への配分が決定される（**升永英俊「【ドイツ連邦議会議員選挙/完全人口比例選挙】」**「特別寄稿「人口比例選挙請求訴訟の目的・現状・展望」ほか」1～7頁 2024.7.12／法学館憲法研究所ウェブサイト参照 **甲100**）。

2023年改正法が成立した改正法は、超過議席・調整議席の廃止、定数を630議席に固定する内容を含む（**甲64**）。

2023年改正法は、また、**第1票（但し、全299小選挙区の各小選挙区での最多得票者（1人のみ）が、第2票の得票によって各政党配に比例配分された定数の範囲内である限り、当選する小選挙区選挙のための第1票）**の1票較差の基準も変更し、『各小選挙区の議員1人当たりの人口は、平均人口の**±10%以内**を基本とし、最大で、**±15%**とする』旨変更された（従来は、それぞれ15%および25%）（この点に限り、2026年1月1日施行）（**甲64**）。

従って、第1票の最大較差は、 $115 \div 85 = \text{約} 1.35$ 倍以下となる。

ただし、この第1票の、小選挙区選挙間の1票較差の基準の変更は、**定数(630)の、全連邦集計での第2票の各政党の得票数に応じての（即ち、完全人口比例での）各政党への配分**にいささかも影響するものではない（**甲100**の3頁参照）。

③ 他方、議院内閣制の**日本**では、**非**人口比例選挙（但し、衆院選（小選挙区）で、2 倍の投票価値の最大較差；参院選で、3 倍の投票価値の最大較差）で、1992～2020 年迄の 29 年間中の、4 年間（但し、民主党らが与党政権を担当した）を除く、25 年間、過半数未満の得票をしたに過ぎない自民又は自民・公明（連立）の議員が、得票数に比例しない全議席数の過半数を獲得し、国会で議員の過半数決で、首相を指名した。

(イ) 1992～2020 年の中の 25 年間、自民又は自民・公明（連立）が与党であったので、自民又は自民・公明（連立）が、1992～2020 年の中の 29 年間の**国民一人当たり平均賃金の停滞（水平状態）**の責任を負っている（下記(4)（本書 50～51 頁）参照）。

(ウ) 1992～2020 年の間、米、英、独、仏、韓の 5 か国は、いずれも、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙であるため、投票人の過半数又は概ね過半数の投票により政権交代し、**右肩上がり**で（但し、5 か国の中、**最も右肩上がりの程度の劣る独ですら、26%増加**）国民一人当たりの平均賃金が増加している。

(エ) 下記(4)、表 3（本書 51 頁）に示すとおり、**日本の国民一人当たり平均賃金の絶対額**は、2020 年の時点で、米、英、独、仏、韓の 5 か国の**いずれにも、劣後している**。

(3) 競争国（米、英、独、仏、韓）と同じ土俵に立つべきである：（本書 49～50 頁）

(ア) 全世界の GDP 中の日本の GDP のシェアが、1995～2023 年の 29 年間で
18% ⇒ 4% に激減し、2025 年現在、尚減少中であり、この下向き
のベクトルは下向きのままである⁵。

この**国難**に抗して、これを克服するべく、この右肩下がりのベクトルを右肩
上がりにするための**方策の一つ**が、【最高裁が、『憲法は、できる限りの人
口比例選挙を要求する』旨判決し、日本国が、上記(2)(ア)（本書 47～48 頁）の他の 5
か国と**同じ土俵**（即ち、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙）**に立つ**
こと】である。

(イ) 1964 年、米連邦最高裁は、当時投票価値較差**1対41**のアラバマ STATE の
議会選挙について、『米国連邦憲法は人口比例選挙を要求する』旨判決し（**レイ
ノルズ判決** 甲 63）、**レイノルズ判決 1 本**で、全 STATES で人口比例選挙が実
現した（下記**第 5、3**（本書 69～72 頁）参照）。

(ウ) 日本でも、最高裁が、『憲法は、出来る限りの人口比例選挙を要求する』旨
の判決を言渡すことによって、国会が、同最高裁判決に従って、憲法の定めに沿
う人口比例選挙制度を立法することになる。

(4) 日本の国民一人当たり「平均賃金」(甲 23)（本書 50～51 頁）

1992～2020 年の 29 年間の国民一人当たり「平均賃金」（Average Wage）（但し、
購買力平価）の値の推移は、下記**表 3**のとおりである（OECD の公表データ OECD の
加盟国たる日本政府は、同公表データに異議を申し立てていない）。

⁵ ニッセイ基礎研究所 基礎研レター 2025-12-19 (https://www.nli-research.co.jp/files/topics/84073_ext_18_0.pdf)

表 3（6 カ国／国民一人当たり平均賃金）

	1992 年平均賃金 (A)	2020 年平均賃金 (B)	1992 年から 2020 年の 推移 (B÷A) x 100%
日	37,483 米ドル	38,515 米ドル	102.7%
韓	23,796 米ドル	41,960 米ドル	176.3%
独	42,562 米ドル	53,745 米ドル	126.2%
仏	35,577 米ドル	45,581 米ドル	128.1%
英	33,306 米ドル	47,147 米ドル	141.5%
米	48,389 米ドル	69,392 米ドル	143.4%

国民一人当たり平均賃金（average wage）を見ると、
1992～2020 年の 29 年間で、日、韓、米、英、仏、独の 6 か国（ただし、い
 ずれも、OECD 加盟国）のなかで、**日本だけが、僅か 2%増加のフラット状態**
 で、他の 5 か国は、すべて**右肩上がり**で、他の 5 か国中最低の独国すら、26%
 増加である。

日本の国民一人当たり平均賃金（average wage）は、絶対額でも、6 か国のう
 ちの最低で、38,515 米ドル（ただし、韓国は 41,960 米ドル）である。

3 人口比例／概ね人口比例の国政選挙の国で、 主権者（国民）の投票数の 49%の得票者が大 統領に当選しなかった 5 か国とドイツと日本 （本

書 51～53 頁）

（1）【米国】2024 年 11 月 **米連邦大統領選**（概ね人口比例選挙）（甲 133）

1 位 トランプ氏 **50.8%**（77,302,580 票）

2 位 ハリス氏 49.2%（75,017,613 票）

（但し、相対的得票率）

投票率： **64.1%**

(2) [韓国] 2022 年 3 月 **韓国大統領選**（人口比例選挙）（甲 73）

1 位 尹 錫悦氏 **50.4%**（16,394,815 票）

2 位 李 在明氏 49.6%（16,147,738 票）

（但し、相対的得票率）

投票率： **77.1%**

(3) [ブラジル] 2022 年 10 月 **ブラジル大統領選**（人口比例選挙）（甲 134）

1 位 ルーラ氏 **50.90%**（60,345,999 票）

2 位 ボルソナロー氏 49.10%（58,206,354 票）

投票率： **79.4%**

(4) [ペルー] 2026 年 6 月 **南米ペルー大統領選**（人口比例選挙）（甲 135）

1 位 ケイコ・フジモリ氏 **50.1%**（9,223,396 票）

2 位 サンチェス氏 49.9%（9,173,755 票）

投票率： **71.8%**

(5) [コロンビア] 2026 年 6 月 **コロンビア大統領選**（人口比例選挙）（甲 136）

1 位 アベラルド・デラエスプリエジャ氏 **50.5%**（12,959,542 票）

2 位 イバン・セペダ氏 49.5%（12,708,712 票）

（但し、相対的得票率）

投票率： **62%**

(6) [ドイツ] 2025 年ドイツ連邦議会選挙では、与党である CDU/CSU 及び SPD の 3 党が総投票数^{*2}の **52%**を得票し、**52%**の議席を獲得した（甲 80、甲 137）。

投票率： **82.5%**

	獲得議席（割合） （全 630 議席中）	得票数（得票率） （全 42,833,356 票中） ^{*2}
与党	328 (52.%)	22,309,526 (52%)
CDU/CSU	208 (33%)	14,160,402 (33%)
SPD	120 (19%)	8,149,124 (19%)

^{*2} 5%阻止条項の適用あり。

(7) [日本]

- ① 2025 参院選では、比例区で、与党（自民・公明）が総投票数の 30.4%の得票であるにも拘わらず、全 125 議席中、37.6%の 47 議席を獲得した（下記第 4、1(1)(オ)（本書 57 頁）、甲 24 参照）。

2025 年参院選

獲得議席	議席獲得率 (選挙区+比例区) (全 125 議席中)	得票数 (比例区)	得票率 (比例区) (全 59,185,396 票中)
与党 47	37.6%	18,018,876	30.44%
自民 39	31.2%	12,808,306	21.64%
公明 8	6.4%	5,210,569	8.80%

投票率 58.5%

- ② 2026 衆院選では、比例区で、与党（自民・維新）が総投票数の 45.4%の得票であるにも拘わらず、全 465 議席中、75.7%の 352 議席を獲得した（下記第 4、1(1)(カ)（本書 58 頁）、甲 124 参照）。

2026 年衆院選

獲得議席	議席獲得率 (選挙区+比例区) (全 465 議席中)	得票数 (比例区)	得票率 (比例区) (全 57,259,957 票中)
与党 352	75.7%	25,969,470	45.35%
自民 316	68.0%	21,026,140	36.72%
維新 36	7.7%	4,943,330	8.63%

投票率 56.3%

上記①、②の日本の国政選挙の各事実は、上記 4 か国の国政選挙（大統領選）及びドイツの国政選挙（首相決定）比べて、**異次元の差異**である。

第4【統治論等】：（本書54～64頁）

1 統治論：（本書54～61頁）

【憲法が、人口比例選挙を要求していること】は、下記（1）の「**統治論（1）（主権者の過半数決論）**」（本書54～59頁）又は下記（2）の「**統治論（2）（議員／国民・一票等価値論）**」（本書59～61頁）のいずれによっても根拠づけられる。

（1） 統治論（1）（『**主権者の過半数決**』論）（本書54～59頁）

序

- ① 明治憲法は天皇主権であった。
- ② 日本国のポツダム宣言受諾という革命により、現憲法が成立した（宮沢俊義「八月革命と国民主権主義」『世界文化』第1巻第4号68頁 1946年5月 甲17）。
- ③ ポツダム宣言受諾・現憲法制定により、主権は、天皇から国民に移動した。
- ④ ところが、国会は**非**人口比例選挙を採用したため、主権を行使する権利は、天皇から、国民に移動しないで、実質、国会議員に移動し、今日に至るも、**非**人口比例選挙が維持されている。

そのため、日本は、憲法制定時から今日まで、**国民主権国家**であったことがなく、実質、**国会議員主権国家**のままである。

- ⑤ 人口比例選挙請求訴訟の**目的**は、【（憲法の定めにより**主権**を有する）**国民**が、**憲法に従って**、（現在、憲法に矛盾して、国会議員が行使している）**「主権を行使する権利」**を、**国会議員から回復すること**】である。

(ア) 主権とは、「**国家の政治のあり方を最終的に決定する力**」である。⁶⁾

主権（即ち、「国家の政治のあり方を最終的に決定する力」）は、内閣総理大臣を指名することを含む以上、【内閣総理大臣を指名すること】は、主権の行使に該当する（下記(イ)①平成17年最大判（在外邦人選挙権剥奪違憲訴訟）参照）。

(イ)① 平成17年9月14日最高裁大法廷判決（在外邦人選挙権剥奪違憲訴訟）は、

「憲法は、**前文**及び**1条**において、**主権**が国民に存することを宣言し、国民は**正当に選挙された国会**における代表者を通じて行動すると定めるとともに、**43条1項**において、国会の両議院は**全国民を代表する選挙された議員**でこれを組織すると定め、**15条1項**において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、**国民固有の権利**であると定めて、**国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票**をすることによって**国の政治に参加することができる権利**を保障している。」（強調 引用者）

と説示する（民集59巻7号2087頁）（甲113）。

即ち、同説示は、『**憲法前文、1条、43条1項、15条1項**が、**「国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票**をすることによって**国の政治に参加することができる権利**を保障している。」（強調 引用者）』旨説示している。

② 上記①記載のとおり、同説示は、国民の国政選挙の**選挙権**（即ち、「国民（が）、**主権者として、両議院の議員の選挙において投票**をすることによって**国の政治に参加することができる権利**」（強調 引用者）（平成17年最大判。民集59巻7号2087

⁶⁾ 編集代表金子宏ら『法律学小辞典〔第3版〕』537頁（有斐閣1999年）

頁)の行使は、国民の「主権の行使」と捉えている。

(ウ) 一方で、人口比例選挙では、【出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)】が、衆参両院のそれぞれの

【出席議員の**過半数**の、全出席議員数に対する百分率(50%超)】と一致する。

他方で、**非**人口比例選挙では、出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)が、衆参両院のそれぞれの【出席議員の過半数の、全出席議員数に対する百分率(50%超)】と**一致しない**。

(エ) 現在、日本は、両院選挙とも、**非**人口比例選挙であるので、各院で、出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)とは**無関係に、常に、非**人口比例選挙で選出された出席議員が、各院で、

その**過半数決**で、内閣総理大臣(行政権の執行者)を指名している。

すなわち、**非**人口比例選挙の現在の日本においては、出席議員の過半数の、主権を有する全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)とは**無関係に、常に、(国会議員の資格で主権を有しない)**

国会議員が、各院で、出席議員の**過半数決**で主権を行使

している、と解される〔1〕憲法1条および前文第1項第1文後段；〔2〕前文第1項第1文前段；〔3〕56条2項；〔4〕前文第1項第2文後段の各違反)。

以上の理由により、**非**人口比例選挙の現在の日本は、憲法の定める**国民主権国家**ではなく、**国会議員主権国家**である。

(才) 2025（令和7）年参院選の結果は、下記のとおりである。（甲24）

政党	獲得 議席	選挙区			比例区		
		議席数	得票数	得票率	議席数	得票数	得票率
与党	47	31	17,645,807.833	29.83%	16	18,018,876.175	30.44%
 自民	39	27	14,470,016.925	24.46%	12	12,808,306.775	21.64%
 公明	8	4	3,175,790.908	5.37%	4	5,210,569.400	8.80%
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総計	125	75	59,153,645 (有効投票数)	100%	50	59,185,396 (有効投票数)	100%

(第27回参議院議員通常選挙 -

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%AC%AC27%E5%9B%9E%E5%8F%82%E8%AD%B0%E9%99%A2%E8%AD%B0%E5%93%A1%E9%80%9A%E5%B8%B8%E9%81%B8%E6%8C%99>)

参院選（選挙区）が、**非**人口比例選挙（選挙区で、選挙日で、較差：1：3.13）であるため、参院選（選挙区）で、自民公明（与党）の得票率は、選挙区で、合計 29.83%（＝自民〈24.46%〉＋公明〈5.37%〉）であり、比例代表で、合計 30.44%（＝21.64%〈自民〉＋8.80%〈公明〉）でしかないのに、自民公明（与党）の獲得議席は、選挙区と比例代表の合計で、**37.6%**（＝47人÷125人）（＝自民〈31.2%＝39人/125人〉＋公明〈6.4%＝8人/125人〉）である（甲24 19/40～20/40頁）。

（但し、公明は、同選挙後、自民との連立を解消した。）

(力) 2026（令和 8）年衆院選の結果は、下記のとおりである。（甲 124）

政党	獲得 議席	選挙区			比例区		
		議席数	得票数	得票率	議席数	得票数	得票率
与党	352	269	31,531,391.042	55.86%	83	25,969,470	45.35%
自民	316	249	27,789,230.452	49.23%	67	21,026,140	36.72%
維新	36	20	3,742,160.590	6.63%	16	4,943,330	8.63%
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総計	465	289	56,446,725 (有効投票数)	100%	176	57,259,957 (有効投票数)	100%

(第 51 回衆議院議員通常選挙 -

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%AC%AC51%E5%9B%9E%E8%A1%86%E8%AD%B0%E9%99%A2%E8%AD%B0%E5%93%A1%E7%B7%8F%E9%81%B8%E6%8C%99>)

2026（令和 8）年衆院選は、**非**人口比例選挙（小選挙区で、較差：1：2.10）である。

衆院選（小選挙区）で、自民維新（与党）の得票率は、小選挙区で、合計 **55.86%**（＝自民〈49.23%〉＋維新〈6.63%〉）であり、比例代表で、合計 **45.35%**（＝36.72%〈自民〉＋8.63%〈維新〉）でしかないのに、自民維新（与党）の獲得議席は、選挙区と比例代表の合計で、**75.7%**（＝352 人÷465 人）（＝自民〈68.0%＝316 人／465 人〉＋ 維新〈7.7%＝36 人／465 人〉）である。

(キ) **非**人口比例選挙は、**憲法 1 条および前文第 1 項第 1 文後段に違反する。**

(ク) 他方で、人口比例選挙では、出席議員の**過半数**に投票した（主権を有する）有効投票者が、人口比例選挙で選出された国会議員を通じて、出席議員の**過半数決**で、（すなわち、**間接的に、**）内閣総理大臣を指名する（**憲法 1 条および前文第 1 項第 1 文後段；憲法 56 条 2 項；前文第 1 項第 1 文前段；43 条 1 項**）。

(ケ) なお、【憲法は、合理性の基準に照らして、実務上できる限りの人口比例選挙を要求している】と解される（下記2（本書62～64頁））。

(2) 統治論(2)（『議員の1票等価値／国民の1票等価値』論）（本書59～61頁）

(ア) 憲法56条2項の「両議院の議事」については、各院の各議員が、全員、

1票（等価値）を投票する権利を有し、「出席議員の**過半数**でこれを決」（強調引用者）する（憲法56条2項）。

(イ) 憲法56条2項の出席議員の**過半数決**の議決において、各議員は、全員、「主権」（憲法1条及び前文第1項第1文後段）を有する「全国民を代表する」（憲法43条1項）「国会における代表者」（憲法前文第1項第1文前段）である（憲法1条及び前文第1項第1文後段；前文第1項第1文前段；43条1項 参照）。

(ウ)① 「両議院の議事」の出席議員の**過半数決**の議決において、
各議員が投票する1票が、全て等価値であるので、「（「全国民を代表する」「国会における代表者」でしかない）各議員（但し、国会議員の資格で**主権を有しない。**）」
は、全員、各国政選挙の選挙区割り制（例えば、比例制、小選挙区制、選挙区制、ブロック制等）毎に、【**同じ人数**（但し、全有権者数÷定数）（具体的な例として、2021年衆院選（小選挙区）では、364,430人（＝全有権者数〈105,320,523人〉÷定数〈289人〉））】の**主権を有する有権者**から選出されることが求められる⁷⁾。

⁷⁾ 参考例として、例えば、米国連邦フロリダ State の2022年の米国連邦議会下院議員選挙区割をみると、**全28個**の小選挙区（すなわち、各小選挙区から議員1人を選出する）のうちの、**25個**の小選挙区の人口は、全て**769,221人**であり、**2個**の小選挙区の人口は、**769,220人**、そして**残**

けだし、【「両議院の議事」の**過半数決**の議決において、
各議員の投票する1票が、全て等価値であること、すなわち、各議員が、全員、全
て一人一票等価値であること】は、各議員が、そもそも、議員の資格で主権を有し
ていないので、議員の資格自体を理由として、出席議員の過半数によって両議院の
議事が決定されることを正統化し得ない以上、【各議員が、全員、各国政選挙の選
挙区割り制毎に、**同じ人数**（ただし、全有権者数÷定数）の**主権を有する有権者**か
ら選出されること】によって、初めて、出席議員の**過半数決**によって両議院
の議事が決定されることを**正統化**し得るからである（憲法1条および前文第1項第
1文後段；56条2項）。

重ねて言えば、【憲法56条2項の「両議院の議事」の出席議員の**過半数決**
の議決において、（国会議員の資格で**主権を有しない**）各出席議員の投票する**1票が、
全て等価値**であること】は、【各議員が、全員、各選挙区割り制毎に、**同じ人
数**（ただし、全有権者数÷定数）の**主権を有する有権者**から選出されること】以外に
正統化し得ないからである。

② 【各議員が、全員、各選挙区割り制毎に、**同じ人数**（ただし、全有権者数÷定
数）の**主権を有する有権者**から選出されること】は、人口比例選挙（すなわち、1人
1票等価値の選挙）によってのみ実現可能である。

③ 上記①～②の解釈は、【**主権を有する国民が、主権を行使して、「正当に選挙され
た国会における代表者を通じて行動」**すること】（憲法1条および前文第1項第1
文後段；前文第1項第1文前段；56条2項；43条1項）に適合する。

余の1小選挙区の人口は、769,222人である。すなわち、その全28個の小選挙区の間**最大人口
較差は、僅か2人**（2人＝769,222人－769,220人）である（参考資料：フロリダ州ウェブサイト
<https://www.floridaredistricting.gov/pages/submitted-plans>）。

④ よって、憲法1条および前文第1項第1文後段；56条2項；前文第1項第1文前段；43条1項は、人口比例選挙を要求している、と解される。

(エ) ただし、上記(ウ)①(本書59～60頁)記載の「同じ人数」は、実際の選挙では、合理性の基準に照らし、実務上できる限りの「同じ人数」で足りる、と解される。

(以下 余白)

2 憲法は、できる限りの人口比例選挙を要求する：（本書62～64頁）

- (1) ① 憲法56条2項；② 1条及び前文第1項第1文後段；③前文第1項第1文前段；④前文第1項第2文；⑤ 43条1項；⑥13条は、【選挙が人口比例選挙（即ち、1人1票選挙）であること】を要求する（統治論(1)、(2)）。

とはいえ、① 憲法56条2項；② 1条及び前文第1項第1文後段；③前文第1項第1文前段；④前文第1項第2文；⑤ 43条1項；⑥13条；⑦14条の要求する人口比例選挙は、実務上、合理的に実施可能な限りでの人口比例選挙であれば足りる、と解される。

(2) 人口比例選挙の実例：（本書62～64頁）

- (ア) ドイツは、小選挙区比例代表併用制であるが、**全630議席**は、選挙人が各政党宛に投票する**第2票**の得票によって、**完全人口比例**によりの各政党への配分が決定される（上記**第3、2(2)(ア)②**（本書48頁）、甲100、甲137 参照）。

従って、**最大人口較差は零（0）人**である。

(イ) 米連邦下院議員選挙区割で、

- ① フロリダ State は、全27個の小選挙区（即ち、各小選挙区から議員1人を選出する）からなり、22個の小選挙区の人口は、全て**696,345人**であり（即ち、人口較差は、0人）、残余の5個の小選挙区の人口は、全て、各**696,344人**である。即ち、その全27個の小選挙区の間**最大人口較差は、僅か1人**（1人＝696,345人－696,344人）である⁸⁾（甲68）。

⁸⁾ フロリダ State 米国連邦下院議員選挙区割プラン（2014.8.7）（甲68）

https://www.flsenate.gov/PublishedContent/Session/Redistricting/Plans/h000c9057/h000c9057_pop_sum.pdf

② ペンシルバニア State は、全 19 小選挙区からなり、そのうち、議員 1 人当たり人口の最小の小選挙区の人口は、**646,371 人**であり、同最大の小選挙区の人口は、**646,372 人**であり、その**最大人口較差は、僅か 1 人**（1 人＝ $646,372 \text{ 人} - 646,371 \text{ 人}$ ）である⁹⁾（2002 年判決 甲 66 の 1、2）。

③ ニューメキシコ State は、全 3 小選挙区からなり、全 3 小選挙区の夫々の人口は、全て **686,393 人**であり、**最大人口較差は 0 人**である¹⁰⁾（2012 年判決 甲 67 の 1、2）。

(ウ) 英国では、全 650 小選挙区で（但し、島嶼部の 5 小選挙区を除く）、各小選挙区の有権者数は、全国の選挙区平均有権者数（73,393 人）の±5%以下という**厳格な基準**が設けられ、2023 年 11 月に発効した再区割りでは、**最大有権者数較差は 7,339 人**である（甲 56）（上記第 3、2 (2) (ア)

②（本書 47～48 頁）参照）。

(エ) 日本では、「本件選挙」では、議員 1 人当たり有権者をみると、最大選挙区（462,546 人 北海道 3 区）と最小選挙区（221,483 人 鳥取 1 区）の

⁹⁾ 米国ペンシルベニア State 中部地区連邦地裁（Vieth v. ペンシルベニア State 195 F. Supp. 2d 672 (M.D. Pa. 2002)）は、2002 年 4 月 8 日、「Act 1（法律 1 号）は一人一票の法理を侵害し、一人一票の実現を妨げた」と述べ、更に、ペンシルベニア State 議会に対し、Act 1（法律 1 号）の憲法違反を解消するための改正法案（a plan）を提出するために、3 週間を付与した。新しく立法された Act 34（法律 34 号）では、選挙区間の最大人口較差は、1 人である（甲 66 の 1、2）。

¹⁰⁾ Egolf v. Duran, No. D-101-cv-201102942 ニューメキシコ State 地方裁判所は、2012 年 1 月 9 日、2010 年国勢調査に基づく連邦下院議員選挙区の区割りにつき、ニューメキシコ State の全 3 小選挙区の選挙区割りにおいて、小選挙区間の人口差がゼロである案を支持した（甲 67 の 1、2）。

最大有権者数較差は、241,063 人である（訴状添付資料 1）。

(オ) 本件参院選（選挙区）の議員 1 人当たりの最大有権者数較差：241,063 人
は、

上記(ア)ドイツの最大人口較差 **0 人**

上記(イ) ①記載 **フロリダ State の場合**（選挙区間の最大人口差：**1 人**）；

② 記載 **ペンシルバニア State の場合**（選挙区間の最大人口差：**1 人**）；

③記載の **ニューメキシコ State の場合**（選挙区間の最大人口差：**0 人**）

と比べると、**桁違いに大きい数字**である。

(3) 上記第 3、2(2)（本書 47～49 頁）のその他 5 か国（米、英、独、仏、韓）の選挙制度が人口比例選挙／概ね人口比例選挙であることに照らして見ても、日本

は、**異質**であり、憲法（① 憲法 56 条 2 項；② 1 条及び前文第 1 項第

1 文後段；③前文第 1 項第 1 文前段；④前文第 1 項第 2 文；⑤ 43 条 1 項；⑥

13 条；⑦14 条）上、【当該 5 か国の選挙制度と同じ程度の人口比例選挙／

概ね人口比例選挙】が求められていると解される。

（以下 余白）

- 1 芦部説【芦部教授の1対2説は、当時の一票の較差・
1対4～5を前提とするものである】

第5 判例・学説等：（本書65～90頁）

1 芦部説【芦部教授の1対2説は、当時の一票の較差・ 1対4～5を前提とするものである】（本書65～66頁）

（1） 芦部信喜・京極純一東大教授「対談」（本書65～66頁）

- （ア） 【故芦部信喜東大教授は、1票較差が概ね1対2に圧縮された現時点では、
1票較差・1対2説ではなく、1対1説に立たれる、と解される】

1980.6.1 の法律時報 52 巻 6 号 12～14 頁（甲 61）の、芦部信喜・京極純一東大教授間の「対談」の中で、芦部先生は、

「裁判所が介入することを認める以上、違憲判断の基準として計数的な基準があったほうがいいのではないか。そうすると、1対1.4というようなあまり厳格な人たちで考えると、裁判所が動かなくなる恐れがあるので、現在の1対4とか1対5とか、現状があまりにも不均衡状態にあってひどいものですから、現状を前提にして考えると、少なくとも1対2の範囲内で直せというようにやったほうが、さきほど問題にした定数増をあまり伴わない人たちでの再配分を、裁判所が介入して実現していくうえで一番プラクティカルな運用ができるのではないかと考えるのです。」（同13～14頁）（強調 引用者）

と発言している。

ここで、【芦部教授の1対2説は、あくまでも、1票較差・4倍、5倍の1980年の当時の「現状を前提」（強調 引用者）とした説であること】が、重要である。

(イ) 更に、芦部教授は、同対談で、

「京極 芦部説の場合、**最大限度が二倍**ということでしょう。**できれば1対1が一番いいということですね。**

芦部 **もちろんできればそれが一番望ましいわけですね。**」(同12頁) (強調 引用者)

と発言している(甲61)。

2 30個の刊行物（但し、電子版を含む）は、1対1説又は基本1対1説である(本書66～68頁)

(1) 上告人ら代理人・升永英俊弁護士（以下、同代理人とも言う）が調査した限りでは、1989～2024年の間に発表された憲法研究者の刊行物（但し、電子版を含む）に限って言えば、「**人口比例選挙**」説又は「**基本人口比例選挙**」説の刊行物は、少なくとも、下記のとおり、**30**個である。

- ①**君塚正臣**横浜国立大学教授「判例評論」判例時報2296号150頁(甲30)、
- ②**佐藤幸治**京都大学教授(当時)『憲法〔第3版〕』(青林書院、2003年)479頁(甲31)、
- ③**長谷部恭男**東京大学教授(当時)『憲法〔第7版〕』(新世社、2018年)178頁(甲32)、
- ④**辻村みよ子**東北大学名誉教授『憲法〔第5版〕』(日本評論社、2016年)326頁(甲33)、
- ⑤**安念潤司**中央大学教授「いわゆる定数訴訟について(二)」成蹊法学25号88頁(1987年)(甲34)、
- ⑥**阪本昌成**広島大学教授(当時)『憲法理論Ⅱ』(成文堂、1993年)292頁(甲

- 35)、
- ⑦**長尾一紘**中央大学名誉教授『日本国憲法〔第3版〕』（世界思想社、1998年）170頁（甲36）、
- ⑧**渋谷秀樹**立教大学教授『憲法〔第2版〕』（有斐閣、2013年）217頁（甲37）、
- ⑨**和田進**神戸大学教授（当時）「議員定数の不均衡」ジュリスト増刊（有斐閣、2008年）185頁（甲38）、
- ⑩**戸松秀典**学習院大学教授（当時）『平等原則と司法審査』（有斐閣、1990年）325・326頁（甲39）、
- ⑪**橋本基弘**中央大学教授「参議院定数不均衡問題をめぐる最高裁大法廷令和2年11月18日判決について ― 裁判所と国会、国民との対話―（一）、（二）」（法学新報第128巻3・4号〈令和3年10月15日〉107, 131頁、同5・6号〈令和3年12月10日〉13～14頁）（甲40）、「統治の基本原則としての「信託」についての覚え書き―信託と選挙―」（法学館憲法研究所ウェブサイト2026.2.20）（甲126）、
- ⑫**棟居快行**専修大学専門職大学院法務研究科教授「「一票の重み」は人権であり、かつ統治でもある」法学館憲法研究所ウェブサイト（甲41）、「日本国憲法前文の信託と投票価値の平等」（法学館憲法研究所ウェブサイト 2026.2.11）（甲122）
- ⑬**高橋和之**東京大学名誉教授『立憲主義と日本国憲法 第5版』（有斐閣、2020年）324頁（甲43）、
- ⑭**木下智史**関西大学教授 ジュリスト（No.1332）2007.4.10「参議院議員定数配分規定の合憲性 平成18年10月4日 大法廷判決」7頁（甲44）、
- ⑮**穴戸常寿**東京大学教授「世界の潮 最高裁判決で拓かれた『一票の較差』の新局面」世界2011年6月号（岩波書店）24頁（甲45）、
- ⑯**齊藤愛**千葉大学教授「平成28年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室2018/3号 No.450 50頁（甲46）、
- ⑰**川岸令和**早稲田大学教授（当時）執筆、長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』（有斐閣、2017年）204頁（甲47）、

- ⑱**蟻川恒正** 東京大学教授（当時）「[座談会] 憲法 60 年—現状と展望」ジュリスト No.1334（2007.5.1）（有斐閣）24～26 頁（甲 42）、
- ⑲**斉藤一久** 名古屋大学准教授（当時）「2019（令和元）年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室 2021/5 号 No.488 57 頁（甲 48）、
- ⑳**南野森** 九州大学教授 法学教室 2016 Spring 13 頁（日本評論社）（甲 49）、
- ㉑**尾形健** 同志社大学教授（当時）「平成 29 年衆議院議員選挙投票価値較差訴訟 大法廷判決」判例時報 2433 号（判例評論 734 号）168 頁（甲 50）、
- ㉒**上田健介** 近畿大学教授（当時）「経済教室」日本経済新聞 2017.6.5 東京版 14 頁（甲 51）、
- ㉓**牧野力也** 東京家政大学院大学講師「「一票の較差」の違憲審査基準に関する考察」筑波法政第 54 号（2013）70 頁（甲 52）、
- ㉔**中村良隆** 名古屋大学日本法教育センター特任講師（当時）「書評 升永英俊『統治論に基づく人口比例選挙訴訟』日本評論社、2020 年」Web 日本評論 <https://www.web-nippon.jp/18405/>（甲 53）、
- ㉕**上脇博之** 神戸学院大学教授「参議院選挙区選挙の最大較差 5.13 倍を違憲とはしなかった 2006 年最高裁大法廷判決」速報判例解説 憲法 No.1 日本評論社 12 頁（甲 54）。
- ㉖**田中祥貴** 桃山学院大学教授「令和 4 年参議院議員選挙と「一票の較差」ジュリスト No.1597（2024 年 5 月 20 日）13 頁（甲 55）
- ㉗**中川淳司** 元東京大学教授 2024 年 2 月 13 日 10:00 公開 有斐閣 Online『諸外国における選挙区割りの見直し』の「Ⅲ考案」（第 6 葉）（甲 56）
- ㉘**中曾久雄** 愛媛大学教育学部准教授「参議院選挙と投票価値の較差—仙台高裁令和 4 年 11 月 1 日判決の検討」法学館憲法研究所ウェブサイト（甲 99）
- ㉙**川人貞史** 衆議院議員区画定審議会会長（当時）東京大学名誉教授著『日本の選挙制度と 1 票の較差』（東京大学出版会 2024）215 頁（甲 57）
- ㉚**和田淳一郎** 横浜市立大学教授『一票の平等の政治経済学 一人一票の投票価値の平等を追求する』113～121 頁（勁草書房 2024）（甲 62）

3 1964年米連邦最高裁判決(レイノルズ判決) (本書69～72頁)

(1) (本書69～71頁)

(ア) (本書69～71頁)

1964年当時、アラバマ State (州) で、State 議会上院選挙で **41 対 1**、同下院選挙で **16 対 1** の投票価値の最大較差があった。

1964年、米国連邦最高裁判所レイノルズ判決(Reynolds v. Sims, 377 U.S. 533) は、以下の通り記述する(甲63)。

(訳文)

「我々(当法廷 引用者注)は、州議会の定数配分は**複雑で多面的な問題である**と告げられてきた。

州は立法府の定数配分において**人口以外の要素も合理的に考慮できる**との助言も受けた。州の権限を制限することで市民に政治哲学に関する異なる見解を押し付けるべきではないと戒められてきた。

政治的な藪や数学的な泥沼に陥ることの危険性について警告されてきた。

我々の答えは次のとおりである。

憲法上保障された権利が否定されている場合には裁判所による保護が求められる。我々の宣誓と職務は、それ以下のものを命ずるものではない。

(略)

市民の投票権が貶められるほど、市民は市民ではなくなる。個人がここやあそこに住んでいるという事実は、そ

(原文) 22/81 頁10行～
23/81 頁9行 (甲63)

「We are told that the matter of apportioning representation in a state legislature is a complex and many-faceted one. We are advised that States can rationally consider factors other than population in apportioning legislative representation. We are admonished not to restrict the power of the States to impose differing views as to political philosophy on their citizens. We are cautioned about the dangers of entering into political thickets and mathematical quagmires.

Our answer is

this: a denial of constitutionally protected rights demands judicial protection; our oath and our office require no less of us.

(略)

To the extent that a citizen's right to vote is debased, he is that much less a citizen. The fact that an individual lives here

の投票の効力を過大評価したり薄めたりする正当な理由にはならない。

社会や文明の様相は、しばしば驚くべき速さで変化する。かつては大半が田舎だった国が、都市化する。[脚注 43]

かつては公正で公平だった代表制度は、時代遅れになる。しかし、代表制政府の基本原則は変わらず、これからも変わらないはずである。市民の投票の重みを、その人が住んでいる場所によって決めることはできない。

人口は、必然的に、選挙区割訴訟の審理の出発点であり、判断の支配的基準である。[脚注 44]

市民、つまり有権者は、都市に住んでいるか農場に住んでいるかに拘わらず、市民であり有権者であり、それ以上でもそれ以下でもない。これが、憲法の平等保護条項の明確で強力な命令である。**これは、人ではなく法の支配という概念の本質である。**

(略)

IV 当裁判所は、憲法上の基本的な基準として、平等保護条項は『二院制州議会の両院の議席は、人口に基づいて配分されなければならないこと』を要求していると判示する。

簡単に言えば、その投票権の重さが、**州の他の地域に住む市民の投票権と較べて実質的に希薄化されている場合には、州の議員に投票する個人の投票権は憲法に違反して損**

or there is not a legitimate reason for overweighting or diluting the efficacy of his vote.

The complexions of societies and civilizations change, often with amazing rapidity. A nation once primarily rural in character becomes predominantly urban. [Footnote 43]

Representation schemes once fair and equitable become archaic and outdated. But the basic principle of representative government remains, and must remain, unchanged -- the weight of a citizen's vote cannot be made to depend on where he lives.

Population is, of necessity, the starting point for consideration and the controlling criterion for judgment in legislative apportionment controversies. [Footnote 44]

Page 377 U. S. 568
A citizen, a qualified voter, is no more nor no less so because he lives in the city or on the farm. This is the clear and strong command of our Constitution's Equal Protection Clause. This is an essential part of the concept of a government of laws, and not men.

(略)

IV
We hold that, as a basic constitutional standard, the Equal Protection Clause requires that the seats in both houses of a bicameral state legislature must be apportioned on a population basis. Simply stated, an individual's right to vote for state legislators is unconstitutionally impaired when its weight is in a

なわれているのである。既存の議席配分規定に基づいても、また、提案された案（複数）のいずれに基づいても、アラバマ州議会の両院は人口に基づいて議席を配分されていなかったため、連邦地方裁判所は「上記 3 つの案は全て憲法上無効である」と正しく判示した。」（強調 引用者）

substantial fashion diluted when compared with votes of citizens living in other parts of the State. Since under neither the existing apportionment provisions nor either of the proposed plans was either of the houses of the Alabama Legislature apportioned on a population basis, the District Court correctly held that all three of these schemes were constitutionally invalid.」（強調 引用者）

（イ）（本書 71 頁）

更に、レイノルズ判決の重要な判示部分（抜粋）を以下に示す。

（訳文）

「**繰り返すが、投票するのは土地や樹木や牧草地ではなく、人々である。**

輸送と通信の近代的な発展と改善により、1960 年代半ばには、人口に基づく代表からの逸脱は地理的な考慮のみに基づく正当なものであるというほとんどの主張はむしろ空虚なものとなった。

人口のまばらな地域での効果的な代表を保障するために又は**立法区が大きくなりすぎて市民が代表者にアクセスできなくなるのを防ぐため、人口均等の原則からの逸脱を認める議論は、今日では大部分で説得力がない。**」（強調 引用者）

（原文） 甲 63 28/81 頁下 5 行～29/81 頁 10 行

「**Again, people, not land or trees or pastures, vote.** Modern developments and improvements in transportation and communications make rather hollow, in the mid-1960's, most claims that deviations from population-based representation can validly be based solely on geographical considerations. Arguments for allowing such deviations in order to insure effective representation for sparsely settled areas and to prevent legislative districts from becoming so large that the availability of access of citizens to their representatives is impaired are today, for the most part, unconvincing.」（強調 引用者）

(2) (本書72頁)

(ア) この1964年の米連邦最高裁判所レイノルズ判決一本で、全 State において、各 State の内で、米国連邦下院議員選挙および State の両議会議員選挙は、**人口比例選挙**になった。

(イ) 他方、日本では、1964年に、最高裁は、越山康弁護士（当時、司法修習生）提訴の人口比例選挙請求訴訟で、その請求を斥けた。

爾後今日迄の60年間に、衆参両院の人口比例選挙請求訴訟について、大法院判決、小法院判決併せて、合計**34個の最高裁判決**（但し、衆院選で、15個及び参院選で19個）が言渡された（但し、**同衆院選・15個の判決のうち、大法院判決は11個、同参院選・19個の判決のうち、大法院判決は12個**）。

米連邦では、1964年に、**米連邦最高裁判決（レイノルズ判決）1本で**、米全（States）（州）で人口比例選挙が実現したことと異なって、日本では、1964年の人口比例選挙請求訴訟についての最初の最高裁判決言渡し以降**60年後の今日に至るまで**、国政選挙毎の、人口比例選挙請求訴訟提訴の争いは、未だ**未解決**のままである。

(以下、余白)

4 米連邦最高裁首席判事 (Chief Justice) の言葉：(本書 73～74 頁)

2018 年 10 月 16 日、ロバーツ現米国連邦最高裁判所首席判事 (John G. Roberts, Jr., Chief Justice) は、ミネソタ大学ロースクールでの講演で、

「**They** (the political branches 筆者注) **speak for the people.**」

(訳) 彼ら(政治部門。即ち、米国大統領と米国連邦議会 引用者注)は、国民のために発言します。

「**We** (the judicial branch 引用者注) **do not speak for the people, but we speak for the Constitution.**」

(訳) 私共(即ち、司法部門 引用者注)は、国民のために発言しません。私共は、憲法のために発言します。

旨発言した(下記講演録(本書 73～74 頁)参照)。

ロバーツ米国連邦最高裁首席判事講演録 2018 年 10 月 16 日(ミネソタ大ロースクール)
https://www.youtube.com/watch?v=9i3RwW0y_kE

書き起こし (抜粋)	(和訳)
I will not criticize the political branches. We do that often enough in our opinions. But what I would like to do briefly is to emphasize how the judicial branch is, how it must be very different. I have great respect for our public officials. <u>After all they speak for the people</u> and that commands a certain degree of humility from those of us in the judicial branch who do not. <u>We do not speak for the people, but we speak for the Constitution.</u> Our role is very clear. We are to interpret the Constitution and laws of	私は、政治部門(複数)を批判しません。それは、判決意見のなかで十分に行っておりますので。(笑) 私は、ここで、簡単にですが、司法部門がどのように異なっているか、どのように異なるべきか、を強調しておきたいのです。 私は公職に就いておられる方々に対し、大変な敬意の念を抱いております。 なにより、<u>彼らは国民のために発言します</u>。ですから、そうでない私ども司法部門の人間は、一定程度謙虚であることが求められます。 <u>私どもは、国民のために発言しません。私どもは、憲法のために発言します。</u> 私どもの役割は非常に明確です。私どもは、合衆国憲法と連邦法を解釈し、政治部門(複数)がそれらの枠内で行動するこ

the United States and ensure that the political branches act within them.

That job obviously **requires independence from the political branches.**

The story of Supreme Court would be very different without that sort of independence.

Without independence there is no Brown versus Board of Education.

Without independence there is no West Virginia versus Barnette where the court held that the government could not compel schoolchildren to salute the flag.

And **without independence** there is no steel seizure case where the court held the **President Truman was subject to the Constitution even in a time of war.**

とを保障することです。

そのためには、当然ながら、政治部門からの独立が必要です。

そのような独立がなかったら、最高裁判所の歩みは、非常に異なるものになったでしょう。

(政治部門からの) 独立がなければ、Brown 対教育委員会判決はなかったでしょう。

(政治部門からの) 独立がなければ、政府が生徒対し国旗に敬礼することを強制できないと判決したウェストバージニア州対バーネット判決はなかったでしょう。

また、**(政治部門からの) 独立がなければ、鉄鋼接収裁判もなかったでしょう。この裁判で裁判所は、トルーマン大統領は、たとえ戦時下であっても、憲法に拘束されると判決しました。**

(強調 引用者)

米連邦最高裁 (法廷意見はロバーツ首席判事が執筆) は、**2026 年 2 月 20 日、大統領による IEEPA に基づく相互関税を違憲と判決し、議会の承認なく関税を課すことは、大統領権限を逸脱しているとする下級審の判断を支持した (裁判対象金額・約 1330 億ドル〈約 21 兆円〉 甲 127)。**

米政府によれば、還付総額は利息を除いて 1,660 億米ドル (26 兆円) になり、4 月の手続き開始後 1 か月半でおよそ半分 (13 兆円) の還付が受理された (甲 138)。

日本の最高裁は、平成 25 年 11 月 25 日最高裁大法廷判決 (衆) 以降、人口比例選挙裁判については、「司法権と立法権との関係」論を採用されている。

この「**司法権と立法権との関係**」論は、「三権分立」(又は「権力の分離」〈Separation of Powers〉) の**法理念と矛盾**する。

上告人らは、裁判官におかれて、同ロバーツ首席判事の上記発言を分析・検討されるよう求る。

5 ① 14個の人口比例選挙・高裁判決；② 『区割規定の合憲性の主張立証責任は、国にある』旨の5個の高裁判決：（本書75～78頁）

(1) 14個の人口比例選挙・高裁判決

上告人ら代理人全国弁護士グループは、2009年以降2025年までの16年間に、164個の人口比例選挙請求訴訟（2個の補助参加事件を含む）提訴し、164個の高裁判決が言い渡された（下記添付資料A参照）。

下記表5のとおり、そのうち14個は、『憲法は人口比例選挙を要求する又はできる限りの人口比例選挙を要求する』旨の人口比例選挙判決である。

表5（12個／人口比例選挙判決）

①	平成 23.1.28 福岡高裁（参）廣田民生裁判長	違憲違法判決（甲 83）
②	平成 25.3.6 東京高裁（衆）難波孝一裁判長	違憲違法判決（甲 78）
③	平成 25.3.18 福岡高裁（衆）西謙二裁判長	違憲状態判決（甲 77）
④	平成 25.3.18 名古屋高裁金沢支部（衆）市川正巳裁判長	違憲違法判決（甲 84）
⑤	平成 25.3.26 広島高裁岡山支部（衆）片野悟好裁判長	違憲無効判決（甲 85）
⑥	平成 25.11.28 広島高裁岡山支部（参）片野悟好裁判長	違憲無効判決（甲 86）
⑦	平成 27.3.25 福岡高裁（衆）高野裕裁判長	違憲違法判決（甲 87）
⑧	令和 4.11.1 仙台高裁（参）小林久起裁判長	違憲違法判決（甲 16）
⑨	令和 7.10.30 東京高裁（参）宮坂昌利裁判長	是正義務付合憲状態判決（甲 12）
⑩	令和 7.10.31 福岡高裁（参）松田典浩裁判長	違憲状態判決（甲 11）
⑪	令和 7.11.7 仙台高裁（参）石垣陽介裁判長	違憲状態判決（甲 10）
⑫	令和 7.11.10 札幌高裁（参）斎藤清文裁判長	違憲状態判決（甲 13）

⑬ 令和 7.11.13 広島高裁岡山支部 (参) 井上一成裁判長 違憲状態判決 (甲 120)

⑭ 令和 7.10.31 広島高裁 (参) 末永雅之裁判長 違憲状態判決 (甲 118)

(2) 立証責任 (本書 76 頁)

ア 5個の『区割規定合憲性の主張・立証責任は、国にある』旨の高裁判決

下記表6の中の(1)～(5) (本書 76 頁) に示すとおり、**5 高裁**は当該選挙区割規定の投票価値の平等からの乖離につきまたは合理的期間につき、国が立証責任を負うことを認め、「違憲違法」判決または「違憲状態」判決を言渡した (ただし、(3) 平成 25.3.25 広島高判 (筏津順子裁判長) のみ山口邦明弁護士グループ提訴の裁判)。

表6

高裁判決	判決の内容	国の負担する 主張立証責任の内容
(1) 平成 25.3.18 福岡高判 (衆) (西謙二裁判長) (甲 77)	違憲状態判決 (ただし、人口比例選挙判決)	【投票価値の不平等という結果が生じている本件選挙区割規定の合理性】の主張立証
(2) 平成 25.3.6 東京高判 (衆) (難波孝一裁判長) (甲 78)	違憲状態判決 (ただし、人口比例選挙判決)	【投票価値の不平等が生じている本件選挙区割規定が、国会の合理的な考量の結果であること】の主張立証
(3) 平成 25.3.25 広島高判 (衆) (筏津順子裁判長) (甲 89)	違憲無効判決	【当該選挙区割規定の是正のための合理的期間が未経過であること】の主張責任
(4) 平成 25.3.26 大阪高判 (衆) (小松一雄裁判長) (甲 79)	違憲違法判決	【本件選挙区割規定の合憲性】の主張立証
(5) 平成 25.3.26 福岡高判那覇支部 (衆) (今泉秀和裁判長) (甲 88)	違憲違法判決	【合理的期間が経過していないこと】の主張立証

- 5 ① 12 個の人口比例選挙・高裁判決；② 5 個の合憲性の立証責任は国にある旨の高裁判決
 (3) 学説等(芦部教授、長谷部教授、橋本教授、宇賀最高裁判事、Karcher v. Daggett)

(3) 立証責任についての学説等(本書 77～78 頁)

ア 芦部信喜教授は、前掲芦部・京極純一東大教授「対談」(1980.6.1 の法律時報 52 巻 6 号 甲 61) で、

「芦部

(略)

私は、前の対談のときにもちょっと触れたのですが、次のように考えています。

第一に、少なくとも議員一人当たりの人口の最高選挙区と最小選挙区の投票価値に約二対一以上の格差がってはならないということ。

それから**第二**に、非人口的要素はいかに考慮に値するとはいえ、原則として二対一以上の格差を正当化することはできないということ。

第三に、人口比例の原則から離れることを正当化する理由の挙証責任は公権力の側にあるということ。これは裁判上の問題ですが、こういう三つの点を主張してきたわけです。」(同 12 頁) (強調 引用者)

と発言した。

イ 長谷部恭男『憲法 第 7 版』(新世社、2018 年) 178 頁(甲 32) 及び橋本基弘中央大学法学部教授「参議院定数不均衡問題をめぐる最高裁大法廷令和 2 年 11 月 18 日判決について ― 裁判所と国会、国民との対話 ― (二)」19 頁(法学新報第 128 巻 5・6 号〈令和 3 年 12 月 10 日〉)(甲 40) は、いずれも、上記アの芦部説と同旨である。

ウ 宇賀克也最高裁判事

宇賀克也最高裁判事は、「投票価値の不均衡が真にやむを得ないことについて

- 5 ① 12 個の人口比例選挙・高裁判決; ② 5 個の合憲性の立証責任は国にある旨の高裁判決
(3) 学説等(芦部教授、長谷部教授、橋本教授、宇賀最高裁判事、Karcher v. Daggett)

は、**国会が説明責任を負う**」とされる(令和5年大法廷判決(参) 民集77巻7号1698頁 甲9)

エ Karcher v. Daggett (462 U.S. 725 1983) (甲76)

米国連邦最高裁は、米国連邦下院議員選挙のニュージャージーStateでの選挙区割りにつき、

【① 投票価値の平等は、絶対ではない。

② 選挙区割りが、投票価値の平等(=人口比例選挙)から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「**その乖離が合理的であること**」の**立証責任**を負う】旨

明言し、州(State)側が、同立証責任を果たしていないとして、原告ら(選挙人ら)勝訴の判決を言渡した(Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983)。

この米国連邦最高裁判決において、原告ら(選挙人ら)勝訴を決したのは、**立証責任の論点**であった(Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983 参照)¹¹⁾(甲76)(**上告理由書(1)10~12頁参照**)。

¹¹⁾ Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725 (1983) 米国連邦最高裁(甲76)は、1983年6月22日、米国連邦下院議員選挙に関し、**1票対0.9930票**の選挙権価値の不平等(ニュージャージーStateの第4区の人口:527,472人<最大>;同Stateの第6区の人口:523,798人<最小>。**両選挙区の最大人口較差:3,674人**(=527,472人-523,798人)を定めるニュージャージーState選挙法を違憲とした。米国連邦最高裁は、区割り法を争う選挙人は、まず最初に、該当の選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったことの立証責任を負い、「選挙人」がこの立証責任を果たせば、次に、**Stateが、選挙区間の有意の人口較差は、適法な目標を達成するために必要であったことの立証責任を負う**旨判示した。

上告人らは、来春の憲法改正の国会発議にむけての、現内閣、自民党等の国会議員の国会活動の現況に照らし、選挙制度の合憲性審査基準たる「**三段階の判断基準**」の中の**合理的期間論**は当審では採用されないと考えるが（上告理由書(2) 参照）、そうでない場合に備えて、下記 **6** のとおり、主張する。

6 合理的期間論は、憲法 98 条 1 項に基づき、**無効**である：（本書 79～82 頁）

(1) 平成 27 年 11 月 25 日大法院判決（衆）（甲 6）は、

「（3）ア 衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法院は、これまで、①定数配分又は選挙区割りが前記のような諸事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行ってきており、こうした判断の方法が採られてきたのは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。」（強調 引用者）

と判示する（民集 69 卷 7 号 2059 頁）。

ここで、投票価値の較差に関する『三段階の判断枠組み』の中の②段階の、選挙制度の合憲性審査における判断基準を「**合理的期間論**」という。

(2) (ア) 平成 27 年大法院判決（衆）の採用する「合理的期間論」は、「憲法判決中の」「法律などの合憲・違憲の結論それ自体

ではなく、その結論に至る上で直接必要とされる憲法規範的理由づけである。」（佐藤幸治京都大学名誉教授『憲法〔第三版〕』27頁（青林書院、2003年）参照 甲31）に該当するので、**判例**である。

判例は、憲法98条1項の「その（即ち、「憲法の」引用者 注）条規に反する法律、命令、詔勅及び**国務に関するその他の行為**の全部又は一部は、その効力を有しない。」（強調 引用者）の中の「**国務に関するその他の行為**」に該当する。

（イ） 当該選挙の**違法判断の基準時**たる選挙投票日の時点で、選挙の区割規定が、憲法の平等の要求に反している状態である場合、憲法98条1項の「その（即ち、「憲法の」引用者 注）条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、**その効力を有しない**」の定めにより、選挙は、違憲・無効である。

（ウ） 上記（1）（本書79頁）記載の**判例**たる「**合理的期間論**」の、**第②段階の検討過程で**、裁判所は、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の選挙又は区割り規定は、憲法違反とはいえない」旨判断するものであるから、**憲法98条1項**（ただし、「その（「憲法の」引用者 注）条規に反する法律、命令、詔勅及び**国務に関するその他の行為**の全部又は一部は、その効力を有しない。」（強調 引用者））の明文に

● ● ● ● ● ●
正面から抵触する。

よって、合理的期間論（判例）は、憲法98条1項の「その（「憲

法の」引用者 注) 条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為
の全部又は一部は、その効力を有しない」の定めにより、

「その効力を有しない」、

即ち、無効である。

(エ) 上告人らは、令和5年大法院判決(参)の宇賀克也判事の反対意見(但し、
判決から2年後に違憲無効)(民集77巻7号1697頁)を支持し、これを援用する。

(3) (合理的期間論に疑問符を付される)12名の憲法学者：(本

書81～82頁)

下記①～⑫(本書81～82頁)の12名の憲法学者は、全員、「合理的期間論」に疑問
符を付される。

- ① **毛利透** 京都大学教授「憲法訴訟の实践と理解【第9回】—投票価値較差訴訟
の現状と課題—」判時2354号140頁(甲91)
- ② **工藤達朗** 中央大学教授「衆議院議員選挙と投票価値の平等」判時2838号135
頁(甲92)
- ③ **安念潤司** 中央大学教授「いわゆる定数訴訟について(四)」成蹊法学第27号
(1988年)168～169頁(甲93)
- ④ **只野雅人** 一橋大学教授「議員定数不均衡と改正の合理的期間」憲法判例百選
II325頁(甲94)

- ⑤ **安西文雄**九州大学教授「158 一人別枠方式の合理性」憲法判例百選Ⅱ〔第 6 版〕339 頁（[甲 95](#)）
- ⑥ **原田一明**立教大学教授「衆議院定数不均衡大法廷判決」「最高裁平成 30 年 12 月 19 日大法廷判決」法学教室 Apr. 2019 131 頁（[甲 96](#)）
- ⑦ **浅野博宜**神戸大学教授「合理的期間論の可能性」『憲法理論とその展開』169 頁（信山社、2017 年）（[甲 97](#)）
- ⑧ **高作正博**関西大学教授「公職選挙法 14 条、別表第 3 の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性」判時 2265 号（判例評論 680 号 6）136 頁（[甲 101](#)）
- ⑨ **内藤光博**専修大学教授「154 議員定数不均衡と改正の合理的期間」判例百選Ⅱ〔第 6 版〕331 頁（[甲 107](#)）
- ⑩ **篠原永明**甲南大学教授「平成 24 年衆議院議員選挙における選挙区割り規定の合憲性」法学論叢 175 巻 5 号（京都大学法学会）125～126 頁（[甲 108](#)）
- ⑪ **武田芳樹**山梨学院大学准教授「0 増 5 減の改正を経た衆議院小選挙区選出議員の選挙区割規定の合憲性」新・判例解説 Watch 憲法 No.3（日本評論社、2016.10 Vol.19）22 頁（[甲 109](#)）
- ⑫ **斉藤一久**明治大学教授「2022（令和 4）年参議院議員通常選挙と投票価値の平等」（新・判例解説 Watch◆憲法 No.9 日本評論社 2024.4）（[甲 110](#)）

（以下、余白）

7 本事案にあてはめれば、事情判決の法理は、**天使の法理**である (本書 83～90 頁)

【要約】 (本書 83～84 頁)

A 昭和 60 年大法院判決（衆）（甲2）の事情判決の法理（ただし、昭和 51 年大法院判決（衆）の事情判決の法理も同旨）は、

- ① 提訴された選挙は、全選挙区の中の一つの選挙区選挙のみであり、かつ
- ② 比例代表選挙は存在しなかった、

という **2つの事情**の下で、**利益の比較衡量**（即ち、① 選挙が無効とされないことによる選挙人らの選挙権の制限の**弊害**と② 選挙が無効とされるこ

とにより生じる、**憲法の予期しない不都合**との**衡量**により、違憲の選挙を「有効」と判決する法理である。

よって、昭和 60 年大法院判決（衆）の原告らからみると、該法理は、当時、いわば **悪魔の法理**であったであろう。

B しかしながら、本件裁判では、昭和 51 年大法院判決（衆）（甲1）の事案と比べて、

- ① **定足数（憲法 56 条 1 項）を満たす**、比例代表選挙選出の参議院議員（176 人）が存在し、かつ
 - ② 全 289 小選挙区の夫々で、各原告が提訴した、
- という **2つの新事情**がある。

C 該 **2つの新事情**の下では、衆院選（小選挙区）全体につき違憲無効判断が言渡されても、定足数を満たす比例代表選挙（但し、11 ブロックによる比例代表選挙）により選出された比例代表議員（176 人）が存在するので（憲

法56条1項、公職選挙法4条2項)、衆院は、適法に国会の活動を行い得る。

よって、本件選挙が全289小選挙区で選挙無効とされても、「**憲法の所期**」(昭和51年大法廷判決(衆)民集30巻3号250頁 甲1参照)しない**不都合**は、一切生じない。

即ち、該**2つの新事情**の下では、当裁判所は、昭和51年大法廷判決(衆);昭和60年大法廷判決(衆)の場合と異なって、**逆に**、事情判決の法理に従って、当該**弊害**と「**憲法の所期**」しない**不都合**を**衡量**すると、選挙が無効とされることにより生じ得る**憲法の所期しない不都合**が存在しない以上、『本件選挙は、憲法98条1項により**無効**である』旨判決する、**憲法99条**、81条、98条1項、76条3項に基づく**義務を負う**。

よって、昭和51年大法廷判決(衆)及び昭和60年大法廷判決(衆)の**事情判決の法理**は、本件選挙の該**2つの新事情**の下では、**悪魔の法理**とは**真逆**の、**天使の法理**として、100%機能する。

(1) 【昭和51年大法廷判決(衆)／事情判決】: (本書84～86頁)

昭和51年大法廷判決(衆)は、民集30巻3号252～254頁(甲1)で、

「しかしながら、他面、右の場合においても、選挙無効の判決によつて得られる結果は、当該選挙区の選出議員がいなくなるというだけであつて、真に憲法に適合する選挙が実現するためには、公選法自体の改正にまたなければならないことに変わりはなく、更に、全国の選挙について同様の訴訟が提起され選挙無効の判決によつてさきに指摘したのとほぼ同様の**不当な結果**を生ずることもありうるのである。また、**仮に一部の選挙区**の選

挙のみが無効とされるにとどまった場合でも、もともと同一憲法違反の瑕疵を有する選挙について、そのあるものは無効とされ、他のものはそのまま有効として残り、しかも、右公選法の改正を含むその後の衆議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないままの**異常な状態**の下で、行われざるをえないこととなるのであつて、このような結果は、**憲法上決して望ましい姿ではなく、**また、その**所期するところでもない**というべきである。

(略)

そこで考えるのに、行政処分の適否を争う訴訟についての一般法である**行政事件訴訟法は、三一条一項前段**において、当該処分が違法であっても、これを取り消すことにより**公の利益に著しい障害を生ずる場合**においては、諸般の事情に照らして右処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められる限り、裁判所においてこれを取り消さないことができることを定めている。

(略)

しかしながら、本件のように、**選挙が憲法に違反する公選法に基づいて行われたという一般性をもつ瑕疵**を帯び、その是正が法律の改正なくしては不可能である場合については、単なる公選法違反の個別的瑕疵を帯びるにすぎず、かつ、直ちに再選挙を行うことが可能な場合についてされた前記の立法府の判断は、必ずしも拘束力を有するものとすべきではなく、前記行政事件訴訟法の規定に含まれる法の基本原則の適用により、**選挙を無効とすることによる不当な結果を回避する裁判をする余地もありうるもの**と解するのが、相当である。**もとより、明文の規定がないのに安易にこのような法理を適用することは許されず、殊に憲法違反という重大な瑕疵を有する行為については、憲法九八条一項の法意に照らし**

ても、一般にその効力を維持すべきものではないが、しかし、このような行為についても、高次の法的見地から、右の法理を適用すべき場合がないとはいいきれないのである。」（強調 引用者）

と判示する。

(2) 【昭和60年大法院判決(衆)／事情判決】: (本書86～87頁)

さらに、昭和60年大法院判決(衆)は、民集39巻5号1123頁(甲2)で、

「たとえ当該訴訟において議員定数配分規定が違憲と判断される場合においても、これに基づく選挙を常に無効とすべきものではない。すなわち、違憲の議員定数配分規定によつて選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、右選挙を**無効とする判決**の結果、議員定数配分規定の改正が**当該選挙区から選出された議員が存在しない状態**で行われざるを得ないなど一時的にせよ**憲法の予定しない事態**が現出することによつてもたらされる**不都合**、**その他諸般の事情**を**総合考察**し、いわゆる**事情判決の制度**(行政事件訴訟法三一条一項)の**基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則**を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる**不都合を回避する**こともあり得るものと解すべきである(昭和五一年大法院判決参照)。」(強調 引用者)

と判示する。

そして、**4判事**(**寺田治郎最高裁長官**、**木下忠良判事**〈第二小法廷所属〉、**伊藤正己判事**〈第三小法廷所属〉、**矢口洪一判事**〈第一小法廷所属〉)。ただし、寺田治郎最高裁長官は、最高裁を代表して；木下忠良判事も、事実上第二小法廷を代表して；伊藤正己判事も、事実上第三小法廷を代表して；矢口洪一判事も、事実上第一小法廷を代表して；下記補足意見により、国会に向けて

最高裁判所裁判官・15人全員の『較差の是正がされることなく、選挙が実施される場合は、**無効判決**もありうる』旨の**警告**を発していると解される。』は、**補足意見**として、同1125～1126頁で、

「二 **昭和五八年大法院判決（違憲状態判決）**は、昭和五五年六月施行の衆議院議員選挙当時投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反するものであることを肯定しながら、いまだその是正のための**合理的期間**が経過したものとはいえないとして、議員定数配分規定を憲法に違反するものと断定することはできないと判断したが、右投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至っていたことを重視し、議員定数配分規定はできる限り速やかに改正されることが望まれる旨を付言した。それにもかかわらず、**その後現在まで右改正は実現していない**。そして、右規定の是正のための合理的期間が既に経過していることは、多数意見、反対意見を通じて異論のないところであり、また、本判決の是認する原判決の違法宣言の实质が**違憲宣言**であることを併せ考えると、右是正の急務であることは、昭和五八年大法院判決当時の比ではない。一日も早く右の是正措置が講ぜられるべきものであることを強調せざるを得ない。

三 ところで、右是正措置が講ぜられることなく、現行議員定数配分規定のままで施行された場合における選挙の効力については、**多数意見で指摘する諸般の事情を総合考察して判断されることになるから、その効力を否定せざるを得ないこともあり得る**。その場合、判決確定により当該選挙を直ちに無効とすることが相当でないとみられるときは、**選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に始めて発生する**という内容の判決をすることも、できないわけのものではない。」（強調 引用者）

と記述する。

(3)【比較衡量（具体的な検討）】：（本書88～90頁）

【本件選挙では、全289小選挙区で原告が提訴しているので、全289小選挙区選挙が無効となる】

- ① 衆院選は、小選挙区選出選挙と比例代表選出選挙の併用であり、参院選も、選挙区選出選挙と比例代表選出選挙との併用である。

一方で、衆院選においては、比例代表選出議員の定数（176人）（公職選挙法4条1項）は、衆院議員の定数（465人）（同法同条同項）の1/3を超えている。

他方で、参院選においても、比例代表選出議員の定数（100人）（同法同条2項）は、参院議員の定数（248人）（同法同条同項）の1/3を超えている。

よって、衆院選（小選挙区）が、全289小選挙区において、違憲無効となった場合でも、比例代表選出衆院議員（176人）が衆院の**定足数**（155人）（憲法56条1項）を満たすので、衆院は、100%有効に、「国会の活動」を継続し得る¹²⁾。

同じく、参院選（選挙区）が、全45選挙区において、違憲無効となった場合でも、比例代表選出参院議員（100人）が参院の**定足数**（83人）（憲法56条1項）を満たすので、参院は、100%有効に「国会の活動」を継続し得る。

¹²⁾ 鬼丸かおる判事は、平成27年大法廷判決（衆）（甲6）**反対意見**（ただし、**違法宣言／人口比例選挙**）において、

「(2) 本件選挙を**全部無効**とした場合には、本件選挙により選出された衆議院の小選挙区選出議員全員の当選の効力が失われることになる。しかし、衆議院には、小選挙区選出議員のほかに比例代表選出議員180人が存在するのであるから、比例代表選出議員のみによっても憲法56条の定足数を満たすことができるのであって、定足数等の人数のみに着目すれば、衆議院の機能が直ちに失われることにはならないと考えることができよう。そして、民主主義の根幹である国民の投票価値の平等を尊重した是正が行われず、衆議院議員が国民を代表して国政を行い民主主義を実現しているとはいえない状況で立法作業が継続されるという事態を一応回避できるといえよう。そうであれば、選挙は、**判決と同時にあるいは将来に向かって無効**とするという結論を採ることもあり得るところである。」（強調 引用者）（民集69巻7号2085、2089～2090頁）と記述する。但し、鬼丸判事は、結論として、『当該選挙は、**違憲違法**』と判示された。

上記の通り、本件選挙が違憲無効とされても、比例代表選出議員が存在するため、「憲法の所期¹³⁾するところに必ずしも適合しない結果を生じる」（強調 引用者）（昭和51年大法院判決（衆）・民集30巻3号251頁参照）という事情が存在しない（即ち、**「憲法の所期しない」「不都合」が存在しない**）。

よって、昭和60年大法院判決（衆）及び昭和51年大法院判決（衆）の事情判決の法理（判例）に従い、各利益の比較衡量により、本件選挙は、憲法98条1項により、「その効力を有しない」、即ち、違憲無効である、と解される。

なお、本件裁判では、原告らが、**全289小選挙区で提訴**しているので、最高裁が違憲無効判決を言渡す場合は、全289小選挙区の各選挙が違憲無効となる。したがって、本件裁判では、提訴された選挙区が千葉1区のみであった、昭和51年大法院判決（衆）の場合のような、千葉1区のみが無効となり、未提訴の他の選挙区の選挙が有効であるという、いわゆる**凸凹現象**という不都合は生じない。

【将来効】

2 昭和51年大法院判決（衆）民集30巻3号251頁（甲1）は、

「次に問題となるのは、現行法上選挙を**将来に向かって形成的に無効**とする訴訟として認められている**公選法二〇四条**の選挙の効力に関する訴訟において、判決によつて当該選挙を無効とする（**同法二〇五条一項**）ことの可否である。この訴訟による場合には、選挙無効の判決があつても、これによつては**当該特定の選挙が将来に向かって失効する**だけで、他の選挙の効力には影響がないから、前記のように選挙を当然に無効とする場合の

¹³⁾ 昭和51年大法院判決（衆）民衆30巻3号250頁（甲1）

ような不都合な結果は、必ずしも生じない。」(強調 引用者)

と判示し、**【公選法 204 条に基づく選挙無効請求訴訟の選挙無効判決の効力は、遡求せず、将来に向かって選挙を無効にするものであること】**を明言している。

したがって、この点でも、**憲法の所期しない不都合**は存在しない。

(以下 余白)

第 6 【現首相の『来春（＝2027 年春）に憲法改正の国会発議

を予定する』旨の自民党大会での発言（甲 132）⇒ 選挙制度審査
の「三段階の判断枠組み」が由来する「司法権と立法権との関
係」の**前提**（＝現状の憲法秩序が維持継続するという前提）
が**崩壊**した⇒「三段階の判断枠組み」の審査方法は採用し得
ない。】：（本書 91～94 頁）

（1）平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 4）は、

「（3）ア 衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当
裁判所大法廷は、これまで、①定数配分又は選挙区割りが前記のような諸
事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平
等の要求に反する状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場
合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして
定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、
③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とす
ることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かといった判断の枠組み
に従って審査を行ってきた。こうした段階を経て判断を行う方法が採られ
てきたのは、単に事柄の重要性に鑑み慎重な手順を踏むというよりは、
憲法の予定している**司法権と立法権との関係**に由来する
ものと考えられる。すなわち、裁判所において選挙制度について投
票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、
自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その
是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是
正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しており、上記の

判断枠組みのいずれの段階においても、国会において自ら制度の見直しを行うことが想定されているものと解される。換言すれば、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの各段階において一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿うものというべきである。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、上記①の段階において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、上記②の段階において憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される。」（強調 引用者）

と判示する（平成25年大法院判決（衆）民集67巻8号1522～1523頁 参照）。

(2)

- ① 『来春に憲法改正の国会発議を予定する』旨の現首相の発言（甲132）がなされた現在の日本の状況は、

「選挙制度の合憲性審査の「三段階の判断枠

組み」の前提（即ち、**「裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの各段階毎において一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずる」**（平成 25 年大法廷判決（衆）民集 67 卷 8 号 1523 頁（上記(1)）参照）という**従来の憲法秩序の維持継続を前提とする判断枠組みの前提**）が、**完全に崩壊した**と解される（原告準備書面(2)工、才 12 頁）。

**② よって、本件選挙の選挙制度の合憲性審査に当たって、
「三段階の判断枠組み」は、採りえない。**

③ 選挙が違憲と判断された場合、当該選挙が違憲無効と判決されるか、又は違憲違法と判決されるかは、（先例拘束力を有する）**昭和 60（1985）年大法廷判決（衆）の【違憲無効か違憲違法判決の判断基準】**に拘束されて、決定されることになる（上記**第 5、7 83～90 頁**参照）。

(3) 衆院議員（小選挙区）・289 人全員が当選無効となった場合、衆院比例代表議員・176 人が参院・定足数・155 人を満たすので、衆院は、**「憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる不都合」**は全く発生することなく、衆院比例代表議員・176 人が**国会活動を通常どおり行うことができる**（上記**第 5、7 (3)**（本書 88～90 頁）参照）。

よって、本件選挙は、上記第 1～第 2（本書 22～44 頁）の通り**違憲**であるところ、上記第 5、7 (3)（本書 88～90 頁）に記載のとおり、**「憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる不都合」**は全く発生しない以上、

昭和 60(1985)年大法院判決(衆)の判例に **拘束されて、**
当裁判所は、憲法 98 条 1 項、99 条に従って、本件選挙は **違憲**
無効である旨判決する義務を負う。

以上

添付資料 A

【全国弁護士グループ提訴にかかる 10 の大法廷判決（衆）、（参）；1 の小法廷判決（衆）および 164 の高裁判決（衆）、（参）（14 の人口比例選挙判決を含む）】（本書 i～viii 頁）

* 但し、No.*（本書 ii 頁）の平 25/3/25 付判決のみ、山口邦明弁護士グループ提訴事件

No.		判決日	裁判所	判 断	裁判官
		【平 21 衆院選】高裁：違憲違法(4) 違憲状態(2) 合憲(2)			
1		平 21/12/28	大阪高裁	違憲・違法	成田喜達 高橋善久 前原栄智
2		平 22/1/25	広島高裁	違憲・違法	廣田聰 中山節子 松葉佐隆之
3		平 22/3/9	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	河邊義典 森鍵一 山崎威
4		平 22/3/11	東京高裁	合憲	稲田龍樹 原啓一郎 内堀宏達
5		平 22/3/12	福岡高裁	違憲・違法	森野俊彦 小野寺優子 瀬戸さやか
6		平 22/3/18	名古屋高裁	違憲・違法	高田健一 上杉英司 堀禎男
7		平 22/4/8	高松高裁	違憲状態	杉本正樹 大藪和男 市原義孝
8		平 22/4/27	札幌高裁	合憲	井上哲男 中川博文 村野裕二
	最高裁 1	平 23/3/23	最高裁 大法廷	違憲状態（一人 別枠廃止）	田原睦夫（違憲・人口比例） 宮川光治（違法・人口比例） 須藤正彦（補足意見・人口比例）
		【平 22 参院選】高裁：違憲違法(3) 違憲状態(11)			
9		平 22/11/17	東京高裁	違憲・違法	南敏文 野村高弘 棚橋哲夫
10		平 22/12/10	広島高裁	違憲状態	小林正明 井上一成 野上あや
11		平 22/12/16	広島高裁 岡山支部	違憲状態	高田泰治 檜皮高弘 金光秀明
12		平 22/12/24	仙台高裁	違憲状態	小野貞夫 網島公彦 高橋彩
13		平 23/1/25	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	高野芳久 山崎克人 三井大有
14		平 23/1/25	高松高裁	違憲・違法	小野洋一 釜元修 金澤秀樹
15		平 23/1/25	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	橋本良成 森鍵一 山崎威
16		平 23/1/26	広島高裁 松江支部	違憲状態	中野信也 上寺誠 池田聡介
17		平 23/1/28	大阪高裁	違憲状態	紙浦健二 川谷道郎 神山隆一
18	人口比例 1	平 23/1/28	福岡高裁	違憲・違法 (人口比例選挙判決)	廣田民生 高橋亮介 塚原聡
19		平 23/1/28	福岡高裁 宮崎支部	違憲状態	横山秀憲 川崎聡子 空閑直樹
20		平 23/2/24	札幌高裁	違憲状態	井上哲男 中島栄 中川博文
21		平 23/2/24	名古屋高裁	違憲状態	渡辺修明 嶋末和秀 末吉幹和
22		平 23/2/28	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	山本博 佐野信 浅岡千香子
	最高裁 2	平 24/10/17	最高裁 大法廷	違憲状態 (①参院選の 1)	田原睦夫（違憲違法・人口比例） 須藤正彦（違憲違法・人口比例）

				票の投票価値は、衆院選のそれと同一、②都道府県単位の否定)	大橋正春 (違憲違法・2倍説)
		【平 24 衆院選】高裁：違憲違法(11) 違憲状態(2) 違憲・無効(1) (山口グループ：違憲無効(1))			
23	人口比例 2	平 25/3/6	東京高裁	違憲違法 (人口比例選挙判決) (0増5減不十分)	難波孝一 中山顕裕 野口忠彦
24		平 25/3/7	札幌高裁	違憲違法 (0増5減不十分)	橋本昌純 中島栄 佐藤重憲
25		平 25/3/14	仙台高裁	違憲違法 (0増5減不十分)	宮岡章 本多幸嗣 精松晴子
26		平 25/3/14	名古屋高裁	違憲状態 (0増5減不十分)	加藤幸雄 河村隆司 達野ゆき
27	人口比例 3	平 25/3/18	福岡高裁	違憲状態 (人口比例選挙判決) (0増5減不十分)	西謙二 足立正佳 島田正人
28	人口比例 4	平 25/3/18	名古屋高裁 金沢支部	違憲違法 (人口比例選挙判決) (0増5減不十分)	市川正巳 藤井聖悟 小川紀代子
29		平 25/3/22	高松高裁	違憲違法 (0増5減不十分) (「人口比例選挙(は)……一つの理想ないし目標」)	小野洋一 池町知佐子 大嶺崇
*		平 25/3/25	広島高裁 (山口弁護士グループ)	違憲無効 (「国会の広範な裁量権は、……民主的政治過程のゆがみを是正するという極めて高度の必要性から、制約を受ける」)	筏津順子 井上秀雄 絹川泰毅
30		平 25/3/26	広島高裁 松江支部	違憲違法	塚本伊平 小池晴彦 高橋綾子
31	人口比例 5	平 25/3/26	広島高裁 岡山支部	違憲無効 (人口比例選挙判決) (0増5減不十分)	片野悟好 檜皮高弘 濱谷由紀
32		平 25/3/26	福岡高裁 宮崎支部	違憲違法	横山秀憲 三井教匡 空閑直樹
33		平 25/3/26	福岡高裁 那覇支部	違憲違法	今泉秀和 岡田紀彦 並河浩二
34		平 25/3/26	広島高裁	違憲違法	小林正明 田村政巳 中尾隆宏
35		平 25/3/26	大阪高裁	違憲違法	小松一雄 遠藤曜子 平井健一郎
36		平 25/3/27	仙台高裁 秋田支部	違憲違法	久我泰博 有賀直樹 押野純
	最高裁 3	平 25/11/20	最高裁 大法廷	違憲状態	大谷剛彦 (違憲違法) 大橋正春 (違憲違法) 木内道祥 (違憲違法)

					鬼丸かおる (違憲状態・人口比例)
		【平 25 参院選】高裁：違憲違法(1) 違憲状態(12) 違憲・無効(1)			
37	人口比例 6	平 25/11/28	広島高裁 岡山支部	違憲無効 (人口比例選挙判決)	片野悟好 濱谷由紀 山本万起子
38		平 25/12/5	広島高裁	違憲状態	宇田川基 近下秀明 丹下将克
39		平 25/12/6	札幌高裁	違憲状態	山崎勉 馬場純夫 湯川克彦
え g		平 25/12/16	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	市川正巳 寺本明広 小川紀代子
41		平 25/12/16	高松高裁	違憲状態	山下寛 政岡克俊 安達玄
42		平 25/12/17	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	今泉秀和 岡田紀彦 並河浩二
43		平 25/12/18	大阪高裁	違憲違法	山田知司 水谷美穂子 和久田道雄
44		平 25/12/18	名古屋高裁	違憲状態	林道春 内堀宏達 濱優子
45		平 25/12/19	福岡高裁	違憲状態	一志泰滋 足立正佳 島田正人
46		平 25/12/20	福岡高裁 宮崎支部	違憲状態	田中哲郎 三井教匡
47		平 25/12/20	東京高裁	違憲状態	田村幸一 高橋光雄 浅見宣義
48		平 25/12/20	仙台高裁	違憲状態	木下秀樹 阿閉正則 中島朋宏
49		平 25/12/25	広島高裁 松江支部	違憲状態	塚本伊平 小池晴彦 高橋綾子
50		平 25/12/26	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	久我泰博 有賀直樹 押野純
	最高裁 4	平 26/11/26	最高裁 大法廷	違憲状態	大橋正春 (違憲違法) 鬼丸かおる (違憲違法・人口比例) 木内道祥 (違憲違法) 山本庸幸 (違憲無効・人口比例) 櫻井龍子、金築誠志、岡部喜代子、山浦善樹、山崎敏充、千葉勝美 (補足意見)
		【平 26 衆院選】高裁：違憲違法(1) 違憲状態(11) 合憲(2)			
51		平 27/3/19	東京高裁	合憲	大段亨 河村浩 森脇江津子
52		平 27/3/20	名古屋高裁	違憲状態	揖斐潔 真鍋美穂子 片山博仁
53		平 27/3/23	大阪高裁	違憲状態	志田博文 下野恭裕 井田宏
54		平 27/3/24	広島高裁	違憲状態	野々上友之 水谷美穂子 田村正巳
55		平 27/4/24	札幌高裁	違憲状態	佐藤道明 古河謙一 馬場純夫
56		平 27/3/24	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	山田和則 有賀直樹 押野純
57		平 27/3/25	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	内藤正之 藤井聖悟 寺本明広
58		平 27/3/25	高松高裁	合憲	生島弘康 村上泰彦 井川真志
59	人口比例 7	平 27/3/25	福岡高裁	違憲違法 (人口比例選挙判決)	高野裕 吉村美夏子 上田洋幸

過去判決一覧

60		平 27/3/25	広島高裁 松江支部	違憲状態	塚本伊平 内田貴文 堀田匡
61		平 27/3/26	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	須田啓之 岡田紀彦 並河浩二
62		平 27/3/27	福岡高裁 宮崎支部	違憲状態	佐藤明 三井教匡 下馬場直志
63		平 27/4/9	仙台高裁	違憲状態	古久保正人 鈴木陽一 男澤聡子
64		平 27/4/28	広島高裁 岡山支部	違憲状態	片野悟好 山本万起子 進藤壮一郎
	最高裁 5	平 27/11/25	最高裁 大法廷	違憲状態	大橋正春 (違憲違法) 鬼丸かおる (違憲違法・人口比例) 木内道祥 (違憲違法)
		【平 28 参院選】 高裁：違憲状態(9) 合憲(5)			
65		平 28/10/14	広島高裁 岡山支部	違憲状態	松本清隆 進藤壮一郎 永野公規
66		平 28/10/17	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	内藤正之 大野博隆 能登謙太郎
67		平 28/10/18	東京高裁	合憲	小林昭彦 飯塚圭一 石垣陽介
68		平 28/10/18	高松高裁	合憲	吉田肇 原司 尾河吉久
69		平 28/10/19	福岡高裁 宮崎支部	合憲	西川知一郎 下馬場直志 秋元健一
70		平 28/10/19	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	山田和則 有富正剛 谷口吉伸
71		平 28/10/20	福岡高裁 那覇支部	合憲	多見谷寿郎 蛭川明彦 神谷厚毅
72		平 28/10/20	大阪高裁	違憲状態	中村哲 石原稚也 堀部亮一
73		平 28/10/26	広島高裁 松江支部	違憲状態	梅村明剛 内田貴文 堀田匡
74		平 28/10/28	広島高裁	違憲状態	森一岳 水谷美穂子 日暮直子
75		平 28/10/31	福岡高裁	違憲状態	金村敏彦 山之内紀行 坂本寛
76		平 28/11/2	札幌高裁	合憲	佐藤道明 細島秀勝 飯淵健司
77		平 28/11/7	仙台高裁	違憲状態	市村弘 鈴木桂子 佐藤卓
78		平 28/11/8	名古屋高裁	違憲状態	孝橋宏 末吉幹和 森淳子
	最高裁 6	平 29/9/27	最高裁 大法廷	「今後の投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意」を評価して、合憲	鬼丸かおる (違憲違法・人口比例) 山本庸幸 (違憲違法・人口比例) 木内道祥 (違憲状態・参院2倍未満説) 林景一 (違憲状態)
		【平 29 衆院選】 高裁：違憲状態(1) 条件付合憲(12) 合憲(1)			
79		平 30/1/19	福岡高裁 那覇支部	是正義務付合憲	多見谷寿郎 蛭川明彦 神谷厚毅

過去判決一覧

80		平 30/1/30	仙台高裁 秋田支部	是正義務付合憲	山本剛史 有富正剛 谷口吉伸
81		平 30/1/30	東京高裁	是正義務付合憲	阿部潤 岡野典章 篠田賢治
82		平 30/1/31	高松高裁	是正義務付合憲	石原稚也 坂上文一 林啓治郎
83		平 30/1/31	大阪高裁	是正義務付合憲	中本敏嗣 橋詰均 藤野美子
84		平 30/1/31	名古屋高裁 金沢支部	是正義務付合憲	内藤正之 鳥飼晃嗣 大野博隆
85		平 30/2/2	仙台高裁	是正義務付合憲	小林久起 杉浦正典 坂本浩志
86		平 30/2/5	福岡高裁	是正義務付合憲	阿部正幸 坂本寛 横井健太郎
87		平 30/2/6	札幌高裁	合憲	竹内純一 高木勝巳 小原一人
88		平 30/2/7	名古屋高裁	違憲状態	藤山雅行 朝日貴浩 金久保茂
89		平 30/2/15	広島高裁 岡山支部	是正義務付合憲	松本清隆 永野公規 西田昌吾
90		平 30/2/19	福岡高裁 宮崎支部	是正義務付合憲	西川知一郎 秋元健一 小川暁
91		平 30/2/21	広島高裁 松江支部	是正義務付合憲	梅村明剛 光吉恵子 田中良武
92		平 30/3/30	広島高裁	是正義務付合憲	三木昌之 山本正道 長丈博
	最高裁 7	平 30/12/19	最高裁 大法廷	「平成 28 年改正 法（アダムズ方 式）成立とその 内容」を考慮し て、合憲	鬼丸かおる（ 違憲違法・人口比例 ） 山本庸幸（ 違憲無効・人口比例 ） 林景一（ 違憲状態・人口比例 ） 宮崎裕子（ 違憲状態・人口比例 ）
		【平 30 参院選】高裁：違憲状態(2) 是正義務付合憲(12)			
93		令 1/10/16	高松高裁	違憲状態	神山隆一 寺西和史 横地大輔
94		令 1/10/24	札幌高裁	違憲状態	富田一彦 目代真理 宮崎純一郎
95		令 1/10/25	仙台高裁 秋田支部	是正義務付合憲	潮見直之 藤原典子 馬場嘉郎
96		令 1/10/29	名古屋高裁 金沢支部	是正義務付合憲	田中寿生 細川二郎 峯金容子
97		令 1/10/29	大阪高裁	是正義務付合憲	石井寛明 和久田斉 上田賀代
98		令 1/10/30	福岡高裁 宮崎支部	是正義務付合憲	高橋文清 小崎賢司 小川暁
99		令 1/10/30	東京高裁	是正義務付合憲	八木一洋 柴崎哲夫 今井弘晃
100		令 1/10/31	広島高裁 岡山支部	是正義務付合憲	塩田直也 榎本康浩 西田昌吾
101		令 1/11/5	仙台高裁	是正義務付合憲	山本剛史 畑一郎 齊藤顕
102		令 1/11/6	広島高裁 松江支部	是正義務付合憲	金子直史 三島琢 田中良武
103		令 1/11/7	名古屋高裁	是正義務付合憲	戸田久 水谷美穂子 高橋信幸
104		令 1/11/8	福岡高裁	是正義務付合憲	西井和徒 上村考由 佐伯良子
105		令 1/11/13	福岡高裁 那覇支部	是正義務付合憲	大久保正道 本多智子 平山俊輔

106		令 1/11/13	広島高裁	是正義務付合憲	金村敏彦 絹川泰毅 近藤義浩
	最高裁 8	令 2/11/18	最高裁 大法廷	是正義務付合憲	林景一 (違憲・人口比例) 宮崎裕子 (違憲違法・人口比例) 宇賀克也 (違憲違法・人口比例) 三浦守 (意見：人口比例)
		【2021 衆院選】高裁：違憲状態(7) 是正義務付合憲(7)			
107		令 4/2/1	高松高裁	違憲状態	神山隆一 中田克之 長谷川利明
108		令 4/2/2	東京高裁	是正義務付合憲	三角比呂 作原れい子 品川英基
109		令 4/2/3	大阪高裁	違憲状態	太田晃詳 住山真一郎 松川充康
110		令 4/2/7	札幌高裁	違憲状態	長谷川恭弘 片山信 井出正弘
111		令 4/2/8	仙台高裁	是正義務付合憲	石栗正子 畑一郎 吉岡あゆみ
112		令 4/2/10	広島高裁 岡山支部	是正義務付合憲	河田泰常 榎本康浩 渡邊健司
113		令 4/2/15	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	見米正 吉田勝栄 綿貫義昌
114		令 4/2/16	広島高裁 松江支部	是正義務付合憲	久保田浩史 光野哲治 福嶋一訓
115		令 4/2/16	福岡高裁 宮崎支部	是正義務付合憲	高橋亮介 石山仁朗 新城博士
116		令 4/2/16	名古屋高裁	違憲状態	永野庄彦 前田郁勝 真田尚美
117		令 4/2/21	福岡高裁	違憲状態	岩坪朗彦 秋本昌彦 浅香幹子
118		令 4/2/24	名古屋高裁 金沢支部	是正義務付合憲	蓮井俊治 平野剛史 峯金容子
119		令 4/2/24	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	谷口豊 下和弘 平山俊輔
120		令 4/3/9	広島高裁	是正義務付合憲	横溝邦彦 梅本幸作 佐々木清一
	最高裁 9	令 5/1/25	最高裁 大法廷	是正義務付合憲	宇賀克也 (違憲違法・人口比例)
		【2022 参院選】高裁：違憲違法(1) 違憲状態(7) 是正義務付合憲(6)			
121		令 4/10/14	大阪高裁	違憲状態	牧賢二 和久田斉 宮崎朋紀
122		令 4/10/18	東京高裁	違憲状態	渡部勇次 山口和宏 澤田久文
123		令 4/10/25	名古屋高裁	是正義務付合憲	土田昭彦 西野光子 秋吉信彦
124		令 4/10/26	広島高裁 松江支部	是正義務付合憲	松谷佳樹 光野哲治 福嶋一訓
125		令 4/10/27	札幌高裁	違憲状態	大竹優子 吉川昌寛 高木健司
126		令 4/10/31	高松高裁	是正義務付合憲	濱口浩 大竹貴 磯尾俊明
127	人口比例 8	令 4/11/01	仙台高裁	違憲違法 (人口比例選挙判決)	小林久起 鈴木桂子 山崎克人
128		令 4/11/02	福岡高裁 那覇支部	是正義務付合憲	谷口豊 下和弘 吉賀朝哉
129		令 4/11/04	福岡高裁	違憲状態	高橋亮介 石山仁朗 新城博士

			宮崎支部		
130		令 4/11/08	広島高裁 岡山支部	是正義務付合憲	河田泰常 木村哲彦 渡邊健司
131		令 4/11/09	広島高裁	是正義務付合憲	西井和徒 澤井真一 芝本昌征
132		令 4/11/10	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	吉田尚弘 加藤靖 平野剛史
133		令 4/11/11	福岡高裁	違憲状態	久保田浩史 水野正則 穂苅学
134		令 4/11/15	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	見米正 吉田勝栄 綿貫義昌
	最高裁 10	令和 5/10/18	最高裁 大法廷	是正義務付合憲	三浦守 (違憲状態・人口比例) 尾島明 (違憲状態) 宇賀克也 (違憲 2 年後無効・人口 比例)
		【2024 衆院選】高裁：合憲(14)			
135		令 7/2/06	広島高裁 岡山支部	合憲	井上一成 木村哲彦 國屋昭子
136		令 7/2/12	大阪高裁	合憲	田中健治 上田卓哉 柴田憲史
137		令 7/2/12	札幌高裁	合憲	小河原寧 片山信 高木寿美子
138		令 7/2/13	東京高裁	合憲	増田稔 小海隆則 山門優
139		令 7/2/18	福岡高裁 那覇支部	合憲	三浦隆志 小西圭一 吉賀朝哉
140		令 7/2/19	仙台高裁 秋田支部	合憲	齊木利夫 村木洋二 児島章朋
141		令 7/2/19	名古屋高裁	合憲	吉田彩 加藤員祥 石川真紀子
142		令 7/2/21	福岡高裁 宮崎支部	合憲	西森政一 俣木泰治 鈴木麻奈美
143		令 7/2/21	広島高裁	合憲	河田泰常 中村仁子 伊藤拓也
144		令 7/2/26	広島高裁 松江支部	合憲	松谷佳樹 徳井真 森里紀之
145		令 7/2/26	高松高裁	合憲	阿多麻子 下山誠 三重野真人
146		令 7/2/26	名古屋高裁 金沢支部	合憲	大野和明 升川智道 山田兼司
147		令 7/2/28	仙台高裁	合憲	倉澤守春 櫛橋直幸 栗原志保
148		令 7/3/07	福岡高裁	合憲	新谷晋司 平井健一郎 石川千咲
	最高裁 11	令和 7/9/26	最高裁 第 2 小法廷	合憲	高須順一 (違憲状態・2 倍未満説)
		【2025 参院選】高裁：違憲状態(11) 是正義務付合憲(5)			
149		令 7/10/24	大阪高裁	是正義務付合憲 (喫緊の課題・是正 なき場合は異なる判 断ある)	川畑正文 山田智子 芝田由平

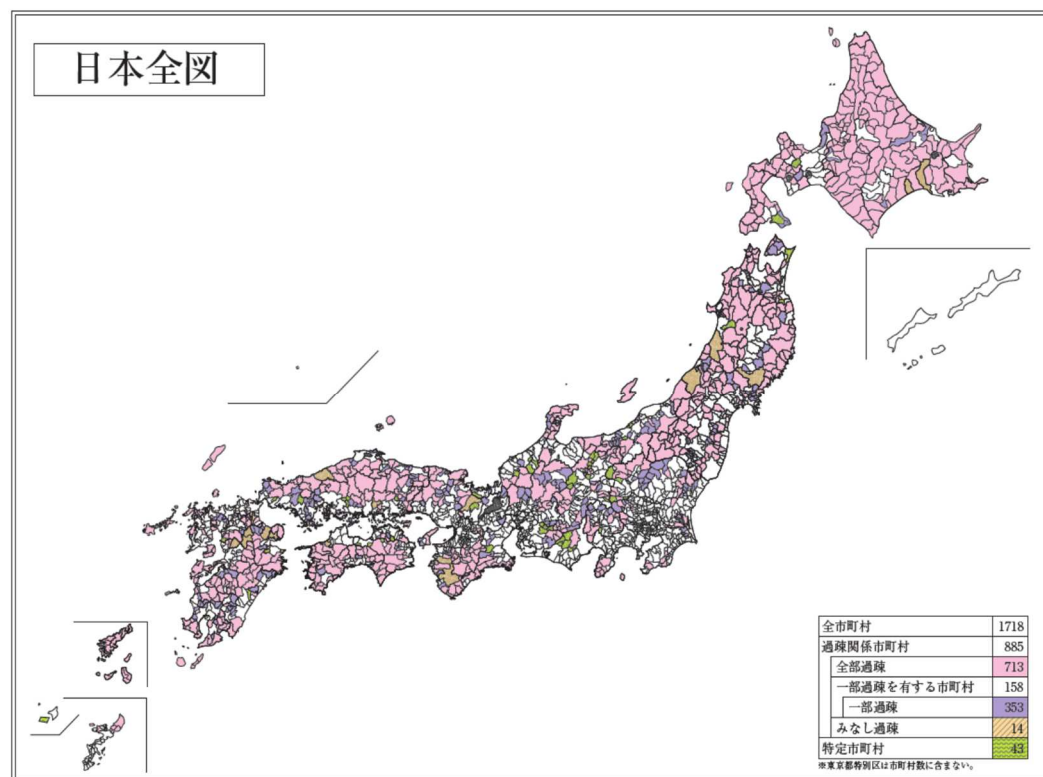
過去判決一覧

150		令7/10/29	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	大野和明 升川智道 山田兼司
151	人口比例 9	令7/10/30	東京高裁	是正義務付合憲 (是正のデッド ラインは令和 10年選挙・1 人1票)	宮坂昌利、西村修、小島清二
152		令7/10/30	名古屋高裁	是正義務付合憲	片田信宏 三橋泰友 藤根康平
153		令7/10/30	高松高裁	是正義務付合憲	森實将人 藤原典子 児玉禎治
154	人口比例 10	令7/10/31	福岡高裁	違憲状態・正当 に選挙されたか に疑問有り・1 人1票	松田典浩 志賀勝 矢崎豊
155		令7/11/4	広島高裁 松江支部	違憲状態	寺本昌広、徳井真、森里紀之
156		令7/11/6	仙台高裁 秋田支部	違憲状態・正当 に選挙されたか に疑問有り	小川直人、村木洋二、児島章朋
157	人口比例 11	令7/11/7	仙台高裁	違憲状態・選挙 の正当性に疑 問有り・できる 限り平等に	石垣陽介、小川理佳、深谷佑美
158	人口比例 12	令7/11/10	札幌高裁	違憲状態・・正 当に選挙され たかに疑問有り1 人1票	齋藤清文、宮崎雅子、山原佳奈
159		令7/11/12	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	菊地浩明、小西圭一、小林裕敬
160	人口比例 13	令7/11/13	広島高裁 岡山支部	違憲状態・民主 主義の正統性 に疑問有り・1人 1票	井上一成 國屋昭子 寺村隼人
161		令7/11/21	福岡高裁 宮崎支部	違憲状態	小田島靖人、俣木泰治、鈴木麻奈
162		令7/11/25	広島高裁	違憲状態	河田泰常 中村仁子 伊藤拓也
163	人口比例 14	令7/10/31	広島高裁 (補助参加)	違憲状態・国会 活動の正統性 に疑問有り・1人 1票	末永雅之、財津陽子、大久保俊策
164		令7/11/12	東京高裁 (補助参加)	是正義務付合憲 (次回選挙まで に成案なければ 違憲)	梅本圭一郎、工藤 正、内田哲也
	最高裁 12				

以上

【図 1】

ピンク色:全部過疎 紫色:一部過疎



【図1】: (出典) 総務省「過疎関係市町村都道府県別分布図」 (令和 4 年 4 月)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000807380.pdf より

上記【図1】に示す通り、**過疎地域は全都道府県に点在している** (甲 18)。

鳥取 1 区の議員 1 人当たり有権者数 : 221,483 人 (訴状別表)

1票の価値 : **1 票**

【図 2】



福岡 5 区の議員 1 人当たり有権者数 : 455,464 人 (訴状別表)

1票の価値 : **0.486 票 (格差 2.056 倍)** *鳥取 1 区を 1 とした場合
過疎地・東峰村人口 : 1,899 人を含む

【図 3】



京都 6 区の議員 1 人当たり有権者数 :

452,652 人 (訴状別表)

1票の価値 : **0.489 票 (格差 2.044 倍)**

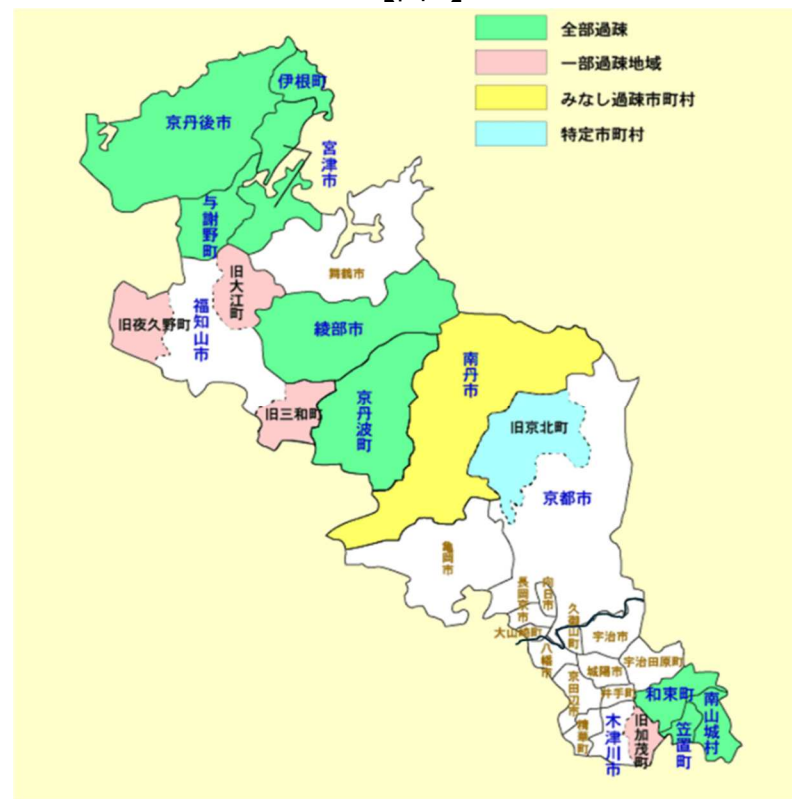
*鳥取 1 区を 1 とした場合

過疎地・笠置町人口 : 1,144 人を含む

過疎地・南山城村人口 : 2,391 人を含む

過疎地・和束町 : 3,478 人を含む

【図 4】



茨城 6 区の議員 1 人当たり有権者数 :

455,564 人 (訴状別表)

1票の価値 : **0.486 票 (格差 2.057 倍)**

*鳥取 1 区を 1 とした場合

過疎地・稲敷市人口 : 39,039 人を含む

【図 5】

